

令和4年第3回京丹波町議会定例会（第1号）

令和4年8月31日（水）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 令和4年 8月31日

23日間

至 令和4年 9月22日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願の委員会付託

第 6 議案第46号 令和4年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約について

第 7 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 8 議案第47号 京丹波町桧山財産区財政管理調整基金設置条例の制定について

第 9 議案第48号 京丹波町梅田財産区財政管理調整基金設置条例の制定について

第10 議案第49号 京丹波町三ノ宮財産区財政管理調整基金設置条例の制定について

第11 議案第50号 京丹波町質美財産区財政管理調整基金設置条例の制定について

第12 議案第51号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の制定について

第13 議案第52号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第53号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第54号 京丹波町須知財産区財政管理調整基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第55号 京丹波町高原財産区財政管理調整基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第56号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）

第18 議案第57号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第19 議案第58号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

第20 議案第59号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 第 2 1 議案第 6 0 号 令和 4 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 2 議案第 6 1 号 令和 4 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3 議案第 6 2 号 令和 4 年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 4 議案第 6 3 号 令和 4 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 5 議案第 6 4 号 令和 4 年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 6 議案第 6 5 号 令和 4 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 7 議案第 6 6 号 令和 4 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 8 認定第 1 号 令和 3 年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 9 認定第 2 号 令和 3 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 0 認定第 3 号 令和 3 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 1 認定第 4 号 令和 3 年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 2 認定第 5 号 令和 3 年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 3 認定第 6 号 令和 3 年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 4 認定第 7 号 令和 3 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 5 認定第 8 号 令和 3 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 6 認定第 9 号 令和 3 年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 7 認定第 1 0 号 令和 3 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 8 認定第 1 1 号 令和 3 年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 9 認定第 1 2 号 令和 3 年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 0 認定第 1 3 号 令和 3 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 第41 認定第14号 令和3年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第42 認定第15号 令和3年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について
- 第43 認定第16号 令和3年度京丹波町水道事業会計決算の認定について
- 第44 報告第3号 健全化判断比率について
- 第45 報告第4号 資金不足比率について
- 第46 報告第5号 公益財団法人京都府立丹波自然運動公園協力会に関する経営状況について
- 第47 報告第6号 一般財団法人京丹波農業公社に関する経営状況について
- 第48 報告第7号 一般財団法人和知ふるさと振興センターに関する経営状況について
- 第49 報告第8号 グリーンランドみずほ株式会社に関する経営状況について
- 第50 閉会中の継続審査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- 1番 山崎裕二君
- 2番 伊藤康二君
- 3番 居谷知範君
- 4番 谷口勝巳君
- 5番 東まさ子君
- 6番 山田均君
- 7番 島中清司君
- 8番 山崎眞宏君
- 9番 西山芳明君
- 10番 隅山卓夫君
- 11番 松村英樹君
- 12番 森田幸子君

13番 梅原好範君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（26名）

町長	畠中源一君
副町長	山森英二君
総務部長	松山征義君
健康福祉部長	中尾達也君
産業建設部長	山内和浩君
企画情報課長	堀友輔君
総務課長	田中晋雄君
財政課長	山内明宏君
管財課長	堀内浩二君
税務課長	小山潤君
住民課長	久木寿一君
福祉支援課長	岡本明美君
健康推進課長	永海貴子君
子育て支援課長	木南哲也君
医療政策課長	豊嶋浩史君
農林振興課長	栗林英治君
商工観光課長	片山健君
土木建築課長	山内敏史君
上下水道課長	保田利和君
会計管理者	十倉隆英君
瑞穂支所長	中野竜二君
和知支所長	藤井雅文君
教育長	松本和久君
教育次長	堂本光浩君
学校教育課長	宇野浩史君
社会教育課長	村田弘之君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長	長 澤 誠
書 記	山 口 知 哉
書 記	山 本 美 子

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、傍聴大変ご苦労さまです。

本日の会議は、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれても、マスク着用としております。

また、感染防止対応のため、議場内の換気の実施、また、水筒等での飲料の持ち込みを許可しております。

また、傍聴席におきましては、一定の間隔を取り配置をいたしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第3回京丹波町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、今会期中の署名議員は、11番議員・松村英樹君、12番議員・森田幸子君を指名します。

なお、ご両君に差し支えのある場合には、次の議席の方をお願いいたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの23日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの23日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、議案第46号ほか44件です。

提案説明のため、畠中町長ほか関係者の出席を求めました。

8月29日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

また、同日に全員協議会が開催され、議会運営委員会等の報告が行われました。

議会広報広聴特別委員会には、議会だより第76号の発行をいただきました。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付いたしております。

本日の会議に京丹波町情報センターによる撮影・収録を許可しました。あわせて、本日の本会議の収録データの編集、ケーブルテレビによる自主放送番組での放映を依頼しましたので報告します。

本日、本会議終了後、議会広報広聴特別委員会を開催しますので、委員の皆様には大変ご苦勞さまですが、よろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（梅原好範君） 日程第4、行政報告を行います。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 本日ここに、令和4年第3回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

初めに、7月3日に発生しましたこれまでにない短時間での集中豪雨により、本町におきましても河川の増水と氾濫、道路の冠水、のり面崩落や人家への土砂流入など数多くの災害が発生いたしました。

被災されました方々に心からお見舞い申し上げますとともに、避難所開設をはじめ、災害状況の把握、応急復旧対策などにご尽力いただきました各区役員の皆様や消防団員の皆様など、ご協力いただきました関係の皆様にご心からの敬意を表し、感謝とお礼申し上げます。

本町といたしましても、京都府など関係機関に対し強く要望を行いながら、本定例会では復旧予算を上程させていただくとともに、7月6日より受付を開始しましたクラウドファンディング型のふるさと納税なども活用しながら、9月以降に予定されます災害査定など早期

の災害復旧に全力で取り組んでまいります。

このような短期的な集中豪雨は、全国各地で度々発生しているところであり、本町におきましても、緊急時の対応についてしっかり準備をしております。

町民の皆様におかれましても、事前に避難施設の確認や避難所での密を回避するために、親戚や友人宅等への避難も考えていただくなど、いち早く行動に移せるよう日頃から準備していただくよう、よろしくお願いいたします。

私たちの生命、財産を日常的に支えていただいている本町消防団が、先日開催されました京都府消防操法大会の小型ポンプ操法、ポンプ車操法の両部門において見事優勝され、伝統ある京丹波町消防団の歴史に新たな名を刻んでいただきました。

連日にわたり厳しい訓練をされた選手の皆さんはもとより、指導いただいた消防団幹部、訓練を支援いただいた多くの団員、そして選手の皆様をお支えいただいたご家族の皆さん、全ての関係者の大きな功績に心から感謝を申し上げます。今后来る10月29日に千葉県で開催されます全国消防操法大会出場に向けて、さらに消防団として取組をいただくとともに、本町としても支援してまいりたいと考えております。

7月から8月にかけて、第7波といわれる新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、本町でも連日感染者が発生する状況となりました。残念ながらいまだとどまる気配はなく、感染力の強い変異株が次々と猛威を振るい、医療現場や日常生活にも大きな影響を与えているところです。

町民の皆様には、正しいマスクの着用、小まめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用、小まめな換気による空気の入替えや、大声での会話など感染リスクの高い行動を控えていただくことなど、基本的な感染対策の徹底を引き続きお願いするものです。

現在、重症化予防を目的に実施している4回目のワクチン接種の対象となられる方は積極的に接種をお願いいたします。

今後におきましても、引き続き、皆様の尊い命や健康、ご家族や大切な方を守るため、さらなるご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、オミクロン株対応ワクチン接種につきましては、現在、接種体制の構築に向けて準備を行っているところであり、接種時期等の詳細が分かり次第お知らせをしております。

7月30日から3回の予定で実施を予定しておりました令和4年度町政懇談会につきましては、私の考えを直接お伝えできる機会と考えておりましたが、さきに申しましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の状況から、やむなく変更いたしました。

なお、実施を予定しておりました内容を公開収録し、8月20日から自主放送番組として

放映しております。

内容につきましては、京丹波町地域おこし協力隊、木下弱さんとの掛け合いの中で、京丹波町の状況や魅力を改めて確認した上で、私が目指す「元気、希望、笑顔のあふれるまち」に向けて、「健やかで幸せな食の町」「教育と子育ての町」「人のふれあいを感じる町」の3つの柱について、町民の皆様に思いを伝えさせていただいたところです。

町民の皆様には、ご覧いただきました内容について、幅広くご意見を頂きたいと考えております。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災により、町内の原子力発電所が被災し、町全体での避難を余儀なくされた友好町の福島県双葉町で、このほど役場新庁舎開庁式が挙行されました。

本町も僭越ながらその場に参加させていただき、長年にわたる避難と、新たにまちづくりをスタートされるに当たり、町民を代表してお祝いをさせていただいたところです。伊澤史朗双葉町長と内堀雅雄福島県知事からは、特に京丹波町の長年にわたる交流と支援について、感謝の言葉を頂きました。

私も当時副町長として、いち早く現地を訪問し、被害状況の大きさを目の当たりにいたしました。このたびの開庁式は、非常に感慨深いものがあり、これを機に町の復旧復興が加速することを祈念するとともに、今後ますます友好を深め、相互にまちづくりを進めていきたいと決意を新たにいたしました。

さて、今期定例会では、令和3年度決算を上程させていただくこととなりました。限られた財源を効果的に活用し、新庁舎整備事業や認定こども園整備事業をはじめ、町民の皆様に寄り添うまちづくりのための事業を実施したところであります。

これも議員各位並びに町民の皆様の深いご理解とご協力によるものと深く感謝申し上げます。

次に、本年度の主要事業の執行状況等について、ご報告を申し上げます。

新たに商工観光課に設置したプロモーション戦略室においては、町全体の価値を高めるため対外的な戦略策定を進めることとしており、本年7月に現役の経済産業省職員を「京丹波町政策アドバイザー」として委嘱させていただきました。

主にプロモーション戦略策定に関し、定期的に来庁し業務をいただきますが、幅広く町政全般においても、これまでの実績や現状が推進される政策を含め指導助言いただく予定としており、まちづくりの推進に活躍いただけるものと大いに期待しているところです。

次に、長引く新型コロナウイルス感染症により落ち込む地域経済の回復を目指して、町内

事業者の支援と町民の皆様の消費者支援を目的として実施しております「スーパープレミアム商品券」事業につきまして、7月13日から27日までの受付期間に、2,308件、額面では1億7,172万円の申込みをいただきました。

現在、第2回目の購入申込受付を8月30日に開始しており、さらなる周知と事業の円滑な推進に取り組んでまいります。

秋の一大イベントである今年の「京丹波・食の祭典」につきましては、内容をリニューアルし食を楽しむ祭典「京丹波マルシェ2022」として開催を予定しております。あわせて、昨年度も実施しましたとおり、「京丹波マルシェ2022 LINEスタンプラリー」は、SNSを活用し、本町の最大の魅力である「食」をPRする取組として開催する予定としております。

また、町外にも広く知られております「京都丹波ロードレース大会」につきまして、3年ぶりの開催を目指して大会実行委員会を立ち上げ、現在、ランナーの申込みを受け付けているところです。

多くの地域の皆様の声援の下、秋の京丹波路を駆け抜けるロードレースは、私が提唱している健康で幸せなまちづくりである「ウェルネスタウン構想」にもつながるものと考えております。

様々な場面で制約が強られる現在において、不安や閉塞感を感じる中、以前のような普通の生活がままならない日々が続いていることと存じますが、非常に厳しいこの局面を町民皆さんとともに乗り越えていかなければならないと考えております。

次に、教育関係では、近畿中学校総体・ホッケー競技の部において、瑞穂中学校女子チームが3年ぶり3回目の優勝、男子チームが準優勝し、8月19日から22日にかけて宮城県において開催された全日本中学生ホッケー選手権大会に、須知高校男子ホッケー部も近畿予選を勝ち抜き、四国総体に出場しました。

中でも、瑞穂中学校の男子チームが予選リーグを勝ち抜き、見事、決勝トーナメントに進出しました。

本町の中・高生たちがコロナ禍の厳しい環境の中で、全国大会にそろって出場し、町民に元気と希望と笑顔を運んでくれました。選手の皆さんが近い将来、日本代表として世界へと羽ばたいていくことを大いに期待するものであります。

以上、行政報告とします。

○議長（梅原好範君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

《日程第5、請願の委員会付託》

○議長（梅原好範君） 日程第5、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、総務産建常任委員会に付託したので報告いたします。

《日程第6、議案第46号 令和4年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約について》

○議長（梅原好範君） 日程第6、議案第46号 令和4年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第46号 令和4年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約につきましては、小型動力ポンプ付積載車1台を大槻ポンプ工業株式会社から999万9,000円で購入しようとするものであります。瑞穂支団への配属を計画しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） それでは、議案第46号 令和4年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の小型動力ポンプ付積載車の購入につきましては、老朽化に伴い更新を行うものであり、購入します車両台数は1台です。配属先となる瑞穂支団第3分団第2部の上大久保区と下大久保区がそれぞれ保有している車両の年数が両区とも21年経過している状況にあります。今回の車両購入につきましては、令和5年3月31日で車検が満了となります上大久保区の車両を更新することとして、下大久保区の車両につきましては、令和5年6月の車検満了に当たり、以降の車両更新につきましては、現在、部内で調整をいただいております。

なお、今年度当初予算におきまして、2台の車両更新を計上しておりましたが、京都府予算の確保が困難となり、補助事業での整備ができませんので、次年度以降に更新させていただくこととして、本定例会にも補正予算をお願いしているところです。

車両につきましては、京丹波町消防団の組織等についての基本方針に基づきまして、計画

的に配備をしているものでありまして、消防団及び地元分団とも十分協議をする中で決定されたものであります。

それでは、議案書の1契約名から6契約期間を読み上げまして、説明とさせていただきます。

1 契約名、令和4年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約

2 契約金額、999万9,000円

3 契約の相手方、京都府綾部市本町7丁目67番地の2、大槻ポンプ工業株式会社 代表取締役 大槻浩平

4 契約の方法、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札

5 契約履行場所、京都府船井郡京丹波町蒲生地内（京丹波町役場）

6 契約期間、議会の議決を得た日から令和5年3月24日まで

なお、説明資料としまして、購入いたします車両の概況、参考写真、入札結果表を添付しておりますので、ご確認ください。

以上、議案第46号 令和4年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約の補足説明といたします。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今回、指名競争入札ということですが、一般競争入札に適しないということから指名競争入札になったものと推察しますが、一般競争入札になじまない理由というものを答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 堀内管財課長。

○管財課長（堀内浩二君） 本件につきましては、諸般の事情で自動車の納期のほうが厳しくなっておりまして、入札不調となっても再度入札する時間的余裕がございませんし、納期までの納車がかなわなかった場合に、本町の事業に支障を来すおそれもありますので、指名競争入札で参加者を確保したということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

森田君。

○12番（森田幸子君） この購入に当たって、何か機能的に以前と違う点がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 今回、補助事業を活用させていただいて導入を計画しております。補助事業の対象となります車両につきましては、救助資機材搭載型という車両になってございます。チェーンソーでありますとか発電機、投光器、そういった機材を搭載することができるように加工したものを導入する計画でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） そういう機材の搭載は、現在はできていないのか伺います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 平成30年度以降の車両につきましては、全てそういう車両を導入しております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○6番（山田 均君） 私もちよっとお尋ねしておきます。

今、京都府の補助ということでございましたけども、導入を予定しております小型動力ポンプの場合にはどれぐらいの割合で補助率があるのかどうか。

それから、落札の関係で、予定価格に対しての率です。これまで実施してきた落札の率で言えば大きな違いがあるのかどうか併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 車両の補助率でございますが、2分の1でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 堀内管財課長。

○管財課長（堀内浩二君） 落札率につきましては95.3%となっております。過去の状況が今手元に資料ございませんので、お答えすることができません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

議案第46号 令和4年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について～日程第43、認定第16号 令和3年度京丹波町水道事業会計決算の認定について》

○議長（梅原好範君） お諮りします。

ただいまから上程になります日程第7、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第43、認定第16号 令和3年度京丹波町水道事業会計決算の認定についてまでの議案につきましては、本日は、提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

これより、日程第7、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第43、認定第16号 令和3年度京丹波町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 引き続き提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

令和4年12月末をもって任期満了となります大槻澄子委員を再推薦したいので、議会のご意見をお聞きするものであります。

大槻氏は、人権啓発や人権相談など積極的に活動いただいております、引き続き豊富な経験を生かし職務を遂行していただけるものと思っております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

げます。

議案第47号 京丹波町桧山財産区財政管理調整基金設置条例の制定につきましては、財産区における基金の適正な管理運営を行うため、財政管理調整基金に関する設置条例を制定するもの。

以下、議案第48号 京丹波町梅田財産区財政管理調整基金設置条例の制定、議案第49号 京丹波町三ノ宮財産区財政管理調整基金設置条例の制定及び議案第50号 京丹波町質美財産区財政管理調整基金設置条例の制定につきましても、同じく財産区における基金の適正な管理運営を行うため、財政管理調整基金に関する設置条例を制定するものでございます。

議案第51号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うため、現行条例の全部を改正するもの。

議案第52号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第53号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、いわゆるコンビニ交付サービスの導入にあたり、所要の改正を行うもの。

議案第54号 京丹波町須知財産区財政管理調整基金設置条例の一部を改正する条例の制定及び議案第55号 京丹波町高原財産区財政管理調整基金設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、規定されている条文の字句の訂正を行うものです。

議案第56号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）につきましても、補正前の額108億8,709万円に、今回6億6,835万円を追加し、補正後の額を115億5,544万円とすることをお願いしております。7月3日に発生しました局地的豪雨により被害を受けた農地・農業施設などの災害復旧に要する費用を中心に計上させていただくとともに、繰越金及び普通交付税の額の確定を受けてこれらを反映した編成を行うものであります。

歳出の主な事業といたしまして、初めに総務費では、前年度繰越金の確定により減債基金への積立てに1億円、財政調整基金への積立てに8,300万円を計上しております。

また、瑞穂地区旧学校施設管理事業では、被災した旧明俊小学校屋外運動場の復旧工事に600万円を計上しております。

次に、民生費では、障害者自立支援事業におきまして、給付費の増加により4,377万8,000円を計上しております。

農林水産業費では、将来の地域農業を支える人材を確保するための新規就農育成総合対策

事業に675万円を計上するとともに、被災した有害鳥獣被害防止施設の復旧等に要する経費を支援する有害鳥獣被害防止施設設置事業補助金に936万円、畜産施設の復旧等に要する経費を支援する農業施設災害復旧事業補助金に418万7,000円を計上しております。

また、林道維持管理事業では、基幹林道の崩土撤去、倒木処理等に要する経費として350万円を計上しております。

土木費では、道路橋梁維持管理事業におきまして、被災した道路維持修繕に係る工事費等に2,600万円を計上するとともに、河川維持管理事業では河川の浚渫工事等の費用に585万3,000円を計上しております。

消防費では、消防団員のさらなる消防力向上を図るため、防火衣の購入など消防団活動運営事業に1,042万4,000円を計上するとともに、住宅などに流入した土砂等の撤去経費への助成など災害対策事業に322万7,000円を計上しております。

教育費では、瑞穂小学校の通級指導教室に係る備品購入など、教育振興に必要な経費として小学校教育振興一般事業に349万9,000円を計上しております。

災害復旧費では、農地及び農業施設の災害復旧事業に1億5,145万円、林道施設の災害復旧事業に3,635万円、河川等土木施設の災害復旧事業に1億1,300万円を計上しております。

次に、歳入でございますが、町税では総額9,629万7,000円を計上しております。町民税の個人所得割におきまして、収入見込み等により1,000万円の計上、また、固定資産税の償却資産においても収入見込み等により8,629万7,000円を計上しております。

地方特例交付金につきましては、交付額の確定により165万1,000円の減額、普通交付税につきましても同じく交付税の確定により1億3,033万7,000円を減額するものであります。

分担金及び負担金では、総額1,805万3,000円を計上しております。災害復旧費分担金では、農地・農業用施設災害復旧事業分担金を1,785万円計上しております。

国庫支出金では、総額8,821万9,000円を計上しております。民生費国庫負担金では、自立支援給付費国庫負担金を含め、総額で2,372万円を計上しております。

また、災害復旧費国庫負担金では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金に5,202万6,000円を計上しております。

府支出金では、総額6,006万8,000円を計上しております。

民生費府負担金では、国庫負担金と同様に自立支援給付費府負担金を含め、総額で1,1

86万円を計上しております。

また、府補助金では、災害復旧費府補助金として農林水産施設災害復旧補助金に3,387万5,000円、林道災害復旧費府補助金に1,300万円を計上しております。

また、寄附金では、災害復旧支援のふるさと応援寄附金として200万円を計上しております。

繰入金では、林道維持管理事業並びに林道災害復旧事業の財源として、森林環境譲与税基金繰入金を1,529万7,000円計上しております。

また、繰越金では、前年度繰越金につきまして3億1,547万4,000円を計上したところであります。

諸収入では、総額3,152万9,000円を計上しております。

消防団員等公務災害補償基金等受入金や過年度分後期高齢者医療給付費負担金返還金などによるものであります。

町債では、総額1億1,730万円を計上しております。

臨時財政対策債につきましては、本年度発行可能額の確定により1,980万円の計上を行うものであります。

また、災害復旧事業債では、公共土木施設等災害復旧債として補助分・単独分合わせまして6,010万円、農地・農業用施設災害復旧債として補助分・単独分合わせまして1,900万円、林業施設災害復旧債として補助分・単独分合わせまして1,220万円を計上しております。

最後に、今回の歳出補正額に対して必要な財源を確保するため、財政調整基金繰入金から5,603万5,000円を繰り入れて財源調整を図ることといたしております。

以上が歳入補正の主な内容となります。その他補助金等の歳入につきましては、それぞれ関連する特定財源の精査を行い編成したものであります。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

議案第57号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額2億8,739万4,000円に218万1,000円を追加し、補正後の額を2億8,957万5,000円とすることをお願いしております。

後期高齢者医療広域連合納付金の精査等により増額をお願いするものであります。

議案第58号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）では、事業勘定において、補正前の額21億7,455万1,000円に3,494万6,000円を追加し、補正後の額を22億949万7,000円とすることをお願いしております。前年

度介護給付費負担金等の確定等について計上しております。

また、老人保健施設サービス勘定においては、補正前の額1億5,060万円に27万5,000円を追加し、補正後の額を1億5,087万5,000円とすることをお願いしております。人事異動等に伴う人件費及び会計年度任用職員人件費の精査と光熱水費等の施設管理に係る費用の増額を行うものであります。

議案第59号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額8億9,760万円から90万円を減額し、補正後の額を8億9,670万円とすることをお願いしております。

施設管理費における光熱水費、設備等修繕費の増額及び人件費の精査に伴う減額を行うものであります。

議案第60号 令和4年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額1億4,112万7,000円に152万7,000円を追加し、補正後の額を1億4,265万4,000円とすることをお願いしております。

人件費、公債費の精査及び燃料費の増額を行うものであります。

議案第61号 令和4年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額1,440万円に18万6,000円を追加し、補正後の額を1,458万6,000円とすることをお願いしております。

基金条例の制定に伴う基金名称の変更及び財産管理費の増額をお願いするものであります。

議案第62号 令和4年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）では、基金条例の制定に伴う基金名称の変更及び予算科目の組替えをお願いするものであります。

議案第63号 令和4年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）では、基金条例の制定に伴う基金名称の変更及び予算科目の組替えをお願いするものであります。

議案第64号 令和4年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額320万円に79万6,000円を追加し、補正後の額を399万6,000円とすることをお願いしております。

基金条例の制定に伴う基金名称の変更、積立金及び諸費の増額をお願いするものであります。

議案第65号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）では、京丹波町病院における収益的収入及び支出について、補正前の額10億2,651万1,000円から155万1,000円を減額し、補正後の額を10億2,496万円とすることをお願いしております。収益的収入については、医業外収益の減額によるものであり、収益的費用に

については、人件費、材料費及び経費等について精査したものであります。

議案第66号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）では、収益的収入においては、補正前の額11億4,230万円に398万5,000円を追加し、補正後の額を11億4,628万5,000円とし、また、収益的支出については、補正前の額11億2,930万円に1,585万9,000円を追加し、補正後の額を11億4,515万9,000円とすることをお願いしております。収益的収入については、他会計補助金の増額によるものであり、収益的費用については、人件費の精査及び光熱水費の増額を行うものであります。

続きまして、令和3年度決算認定議案につきまして、概略をご説明申し上げます。

令和3年度に取り組みました主要事業であります。念願でありました新庁舎が完成いたしました。行政機能の効率化、防災拠点としての機能強化を図るとともに、町民の共有財産として、愛され、集う場として誰もが利用しやすい庁舎を実現いたしました。

また、京丹波町産木材を最大限使用した「たんばこども園」につきましても、新園舎が完成しました。木の香りがあふれる温かみのある建物となっており、美女山を望む豊かな自然の中、須知公園に訪れる地域住民が子どもたちのにぎわいを感じ、地域全体で子どもたちを見守るこども園となっております。

その他、令和3年度に予定しておりました事業は、完成、あるいは着実な進展が図られています。

このことは、ひとえに議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力によるものであり、深く感謝申し上げます。

次に、会計別決算収支の状況についてであります。一般会計の決算額は、歳入139億8,950万7,576円、歳出135億9,233万3,267円、うち翌年度への繰越財源3,170万円を差引いた実質収支では、3億6,547万4,309円となっております。

なお、一般会計における令和2年度の実質収支額1億4,670万342円を差し引いた単年度収支は2億1,877万3,967円となり、これに財政調整基金積立額と繰上償還金を加え、積立金取崩額を控除した実質単年度収支は4億9,883万1,194円となりました。

次に、歳出の目的別の状況であります。以下、万円単位にまとめてご報告申し上げます。

まず、議会費は9,100万円の前年度比2.4%の減、総務費は30億3,529万円の前年度比25.9%の減、民生費は34億3,079万円の前年度比19.6%の増、衛

生費は16億5,627万円で前年度比10.1%の増、農林水産業費は14億8,435万円で前年度比1.7%の増、商工費は3億67万円で前年度比22.7%の減、土木費は7億3,255万円で前年度比13.2%の減、消防費は3億9,294万円で前年度比5.9%の減、教育費は8億5,165万円で前年度比4.5%の減、公債費は16億1,682万円で前年度比17.2%の増となりました。

なお、労働費及び災害復旧費につきましては執行がありませんでした。

次に、普通会計を基にした財政構造面について申し上げます。

町税は、前年度に比べ5,041万円増の17億2,280万円となりました。町民税及び固定資産税の増加が主な要因であります。

徴収率につきましては、現年度分が99.2%で前年度から1.8%の増加、滞納繰越分が44.5%となり、前年度から27.5%の増加となりました。

今後とも税負担の公平性を確保するため、京都地方税機構との連携はもとより、細やかな納税相談の実施などに一層の努力を重ねてまいります。

一方、令和3年度におきましても、滞納処分等の取組を行いながら、町税503万円、国民健康保険税390万円を不納欠損処分させていただきました。前年度と比べ町税におきましては166万円の増となったところであります。貴重な自主財源が徴収に至らなかったことは誠に申し訳なく思いますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

譲与税・交付金関係では、主に地方消費税交付金や地方特例交付金等の増加により、前年度と比較して6,481万円増額の6億550万円、普通交付税では、国の税収が増額となり追加交付されたことが影響し、前年度と比較して2億1,405万円増の47億872万円となりました。

また、特別交付税では、前年度と比較して3,998万円増の6億1,218万円となりました。

次に、歳出におきまして、支出を拘束する義務的経費では、前年度と比べ、人件費で55万円の減、扶助費では3億3,376万円の増、また公債費では、繰上償還が影響し2億3,647万円の増となるなど、全体で5億6,968万円増の総額46億7,292万円となりました。

また、投資的経費では、普通建設事業費で新庁舎整備事業及び認定こども園整備事業の実施に伴い、前年度と比べ3億1,454万円増の31億9,041万円となりました。

災害復旧事業費では、本年度も執行がありませんでした。

このような決算状況の中、財政構造の指標となります経常収支比率は、前年度比3.9%

減の86.1%となり、併せて実質公債費比率につきましては、令和3年度の単年度比率では対前年度比0.1%減少し、比率基準となります3か年平均につきましては、前年度比0.9%減の16.8%となりました。

経常収支比率の減少要因につきましては、分子である歳出経常一般財源では、物件費や補助費等は減額となりましたが、公債費や人件費の増額により全体で増加しました。分母である歳入経常一般財源は、地方税や普通交付税の増額等により全体額が大きく増加したことにより、比率が減少したところであります。

なお、これら指標の算定に大きなウエートを占める普通交付税につきましては、令和3年度から合併特例措置が終了し、一本算定による交付となっておりますことから、引き続き、財政の健全化対策に努めてまいります。

次に、特別会計の決算状況であります。国保京丹波町病院事業会計及び水道事業会計を除く13特別会計の歳入総額は55億9,842万円、歳出総額は55億619万円で、翌年度繰越財源を除いた実質収支は9,223万円であります。

国保京丹波町病院事業会計につきましては、消費税を除いた収益的収支のうち、経常収益は9億7,164万円、経常費用は9億5,236万円で、差引き1,928万円の当年度純利益となり、当年度未処理欠損金は3億5,688万円となりました。

なお、資本的収支では、収入総額2,269万円に対し、支出総額は4,426万円となり、収支差額は2,157万円となりました。この収入不足分は過年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。

水道事業会計につきましては、消費税を除いた収益的収支のうち、経常収益は11億3,212万円、経常費用は10億8,411万円で、経常利益は4,801万円となり、当年度純利益についても4,801万円となりました。これに前年度未処分利益剰余金を加えた額1億2,670万円を当年度未処分利益剰余金として計上いたしました。

なお、資本的収支では、収入総額3億8,285万円に対し、支出総額は8億27万円となり、収支差額の4億1,742万円は、消費税資本的収支調整額1,657万円。過年度分損益勘定留保資金1億6,195万円及び当年度分損益勘定留保資金2億3,890万円を補填したところであります。

以上、申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

提案させていただきました議案は、諮問及び認定案件も含め43件であります。細部につきましては、会計管理者または所管する課長から説明させますので、何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。説明は、日程順にお願いいたします。

久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての補足説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市町村長がその候補者について議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱することとなっております。

任期は3年であります。

京丹波町では、11人の人権擁護委員さんに活躍いただいています。

今回、諮問いたします大槻澄子委員は、2期目の任期を迎えられるところであります。その他略歴等は添付の資料に記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、補足説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（梅原好範君） 中野瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中野竜二君） 議案第47号 京丹波町桧山財産区財政管理調整基金設置条例の制定についてから、議案第50号 京丹波町質美財産区財政管理調整基金設置条例の制定についてまでの4議案につきまして、条例案の内容が同様でございますので、一括して補足説明をさせていただきます。

町長の提案説明にありましたとおり、これまで瑞穂地区の各財産区の基金につきましては、条例を制定せずに管理を行ってきたところでございますが、基金設置条例を制定し、基金の適正な管理運営を行うことが望ましいことから、各財産区における財政管理調整基金設置条例を制定するものでございます。

以上、ご審議賜り、ご承認いただきますようよろしく申し上げます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 続きまして、議案第51号 京丹波町職員の育児休業等に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本町条例の改正を行うものであり、併せまして、従前国の規定を準用してまいりました非常勤職員に関する規定も併せて明確化するため、全部改正による整理を行うものであります。

改正の主なものの1点目が、育児休業の取得回数制限の緩和等で、育児休業が原則分割取得不可から2回までの分割取得が可能となる法改正に対応するため、現在、育児休業等計画書による申出規定の廃止など整備を行うものでございます。

加えて、この2回までの育児休暇休業とは別に、出生後8週間以内の育児休業も原則分割取得不可から2回までの分割取得が可能となります。

続いて、2点目は、非常勤職員の育児休業取得要件の緩和、柔軟化に伴うものであります。出生後8週間以内の育児休業の対象者要件について、任期が満了する期間を子の出生の日から57日プラス6か月、つまり8か月に緩和されることで、短い任用期間でも取得可能になります。

また、子の1歳到達日以降における非常勤職員の育児休業に関して、取得開始時点を柔軟化し、夫婦交代での取得可能とするよう改めるものでございます。

資料を別添で付けさせていただきます。そちらをご覧ください。少し長くなりますが、資料の説明をさせていただきます。

1 ページ上段の法改正の目的についてはご覧のとおりでございます。

法改正の概要でございます。非常勤職員該当の(1)育児休業の取得要件の緩和でございます。これについては改正後の条例第2条第3号アの規定が該当することになります。非常勤職員の子の出生後57日間以内の育児休業を取得する場合の要件を緩和するというものでございます。

下の図の中の吹き出しのところでございます。現行ですと1歳6か月に達するまでに引き続き採用されることが1つの要件でございました。しかし、改正後は、先ほど申し上げましたように57日プラス6か月、いわゆる8か月の期間に任用があれば育児休業を取得することが可能となります。これが1点目の改正でございます。

続きまして、2ページ目でございます。

同じく非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化でございます。これについては第2条第3号イ、第2条の3第3号、第2条の4の規定が該当します。子の1歳到達日以降、いわゆる1歳から1歳6か月、1歳6か月から2歳における非常勤職員の育児休業に関して、夫婦交代での取得を各期間1回まで可能にするよう改正されるものであります。①番と申しますか、その下の図をご覧ください。分かりますかと思えます。現行であります。先ほど申し上げました出生後57日以内に1回。それから出生後1歳までの間に1回、1歳から1歳半の間、それから1歳半から2歳、開始時点が1歳または1歳半の時点に限定されるため、これまでお父さん、お母さんの交代での取得ができなかったというものでございます。改正後につきましては、先ほど申し上げました57日以内に2回、1歳までの間に2回、1歳以降1歳半の間、1歳半から2歳の間、これまでは1歳半と1歳の開始時点であったのがそれぞれ育児休業を終了された翌日から可能となりますので、夫婦交代での育児休業が可能とな

るものでございます。

続きまして、3ページでございます。

(3) 育児休業の取得回数制限の緩和でございます。これも常勤職員該当でございますが、育児休業の取得は原則2回まで可能になったことから、先ほど申し上げましたような育児休業等計画書の申出が不要となりますので、条文、現行条例第3条第5号に該当しますが、これを削除するものでございます。改正後のところに書いておりますように、取得制限回数の緩和によりまして、申出を行って3か月の経過期間が必要であったものが、改正後につきましては、原則2回まで取得できるようになりまして、申出経過期間が不要となるものでございます。

その次、イでございます。任期付職員該当でございます。改正後の条例の第3条第7号が該当すると思います。引き続いての採用または更新によって再度の育児休業について、非常勤職員と同様に任期付職員も含めて取り扱うように改正をいたします。改正後は、非常勤職員及び任期付職員も取得可能ということになってございます。

最後、4ページ目でございます。

その他の改正に伴うものでございます。法改正でありましたり、非常勤職員について明確化するもの等でございますが、③第17条につきましては改正を予定しております。非常勤職員における部分休業をすることができない職員について定めるものでございます。それから、④第18条についても改正を予定しています。同じく非常勤職員について部分休業の承認について定めるものでございます。⑤第21条につきましては、本人、配偶者の妊娠、出産を申し出た職員に対する育児休業制度の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置を定めるもの。それから、⑥第22条（新規）でございますが、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を定めるということをも明記させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。ご審議いただきまして、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第52号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、物価高騰への対応として、いわゆる選挙公営に係る基準単価等の見直しによるものでございます。

議案書、新旧対照表をご覧ください。

1ページ目、第4条第2号アに規定する選挙運動用自動車の使用に対し支払う1台当たりの日額が1万5,800円から1万6,100円に、同じく同号イに規定する燃料代につき

ましては、7,560円から7,700円に改正するものです。

2ページ目、第8条でございます。第8条では、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価を7円51銭から7円73銭に改正するものです。

第11条、2ページから3ページにかけてになりますが、選挙運動用のポスターの1枚当たりの作成単価が525円6銭から541円31銭に、いわゆる企画費と言われますポスター制作費につきましては31万500円から31万6,250円に改正するものです。

以上、誠に簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議案第53号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

今回の改正は、住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス導入に伴う手数料免除の適用除外規定の追加、その他文言修正を行うものであります。

新旧対照表をご覧ください。

まず、右側の旧の欄、第5条及び第6条中に第2条第31号という表記が3か所ありますが、これを第2条第1項第29号に改めるものです。これは過去の条例改正におきまして、第2条第1項に規定する手数料の種類を削除したことによりまして号ずれが生じましたが、この箇所の改正漏れがあったことなどによるもので、今回修正のための改正をお願いするものでございます。

次に、第5条では、手数料を免除する規定を設けております。例えば、町の公共事業に伴いまして印鑑登録証明が必要となったときは、第5条の規定に基づき、証明書の交付に係る手数料を免除していますが、コンビニエンスストア等の多機能端末機では、手数料免除を適用するか否かを判別することができないため、第5条第2項でコンビニエンスストア等で交付を受ける場合は、手数料免除を適用しないことを規定するものであります。

したがって、手数料免除の規定を適用する場合は、これまでどおり役場本庁または支所で交付を受けていただくこととなります。

最後に附則です。

施行日ですが、文言修正に係る改正規定は公布の日から施行し、第5条第2項を追加する改正規定は、コンビニ交付サービスの開始を予定しております令和4年11月1日からの施行としております。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 続きまして、議案第54号 京丹波町須知財産区財政管理調整基金設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、現行条例の規定において一部の字句表記に誤りが分かりまして、正しく整理するものでございます。

新旧対照表をご確認ください。

第5条中、財産管理会となっているものを第6条の表記に整理し、須知財産区管理会とするものでございます。

続きまして、議案第55号 京丹波町高原財産区財政管理調整基金設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましても、先ほどの須知財産区と同様、現行条例の規定において一部の字句を正しく整理するものでございます。

同じく新旧対照表をご確認ください。

これにつきましても、第5条中、財産管理会となっておりますものを第6条の表記に整理いたしまして、高原財産区管理会とするものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 議案第56号 令和4年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

概要といたしましては、町長の提案理由の説明にございましたとおり、前年度の繰越金と本年度の普通交付税の確定等に加えまして、7月3日に発生しました局地的豪雨により被害を受けた農地・農業施設などの災害復旧に要する費用をはじめ、その他行政運営に必要な施策等を中心とした編成としております。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書により説明をいたします。

初めに、7ページの第2表、地方債の補正をご覧ください。

まず、公共事業等債につきましては、ため池改修事業債として当初予算に計上していましたが、交付税算入が有利な合併特例事業債に振替えをしております。

次に、合併特例事業債につきましては、6,630万円増額し、補正後の限度額を4億630万円としております。総務債における旧学校施設改修事業債につきまして、7月の局地

的豪雨により被災しました旧明俊小学校屋外運動場の復旧工事により580万円の増額をお願いするものであります。

また、農林水産業債では、林道開設事業債におきまして、当初予算では過疎対策事業債を予定しておりましたけども、全国的に過疎対策事業債の要望が多く、配分額の割り落としがございましたので、合併特例事業債に振り替えております。

土木債では、道路改良事業債において、道路新設改良事業の年度交付金確定に伴う事業精査等により1,760万円の増額をお願いするものであります。

同じく土木債の河川改修事業債では、被災した河川の浚渫及び修繕に係る工事により490万円の増額をお願いするものであります。

次に、過疎対策事業債につきましては5,900万円を減額し、補正後の限度額を2億6,930万円としております。

林道開設事業債を合併特例事業債に振り替えた分の減額、また、土木債における道路改良事業債において、道路新設改良事業の年度交付金確定に伴う事業精査等により減額するものであります。

次に、緊急防災・減災事業債におきましては490万円を増額し、補正後の限度額を4,120万円としております。道路新設改良事業の年度交付金確定に伴う事業精査による1,380万円の増額と消防車両更新事業の事業精査による減額等がございます。

次に、臨時財政対策債につきましては1,980万円増額し、補正後の限度額を6,980万円とすることをお願いしてしております。令和4年度発行額の確定を受け増額をお願いするものであります。

また、災害復旧事業債としまして、災害復旧に要します事業のうち、起債が充当可能な部分につきまして予算計上をさせていただいたものでございます。公共土木施設と災害復旧債に6,010万円、農地・農業用施設災害復旧債に1,900万円、林業施設災害復旧債に1,220万円の増額計上をお願いするものであります。

以上、地方債合計で1億1,730万円を増額し、補正後の限度額を8億9,670万円といたしてしております。うち、交付税の算入は約71%の6億3,700万円余りが算入される見込みでございます。

次に、補正予算の主な項目について説明をさせていただきます。

事項別明細書の15ページをご覧ください。

まず、歳出からでございますが、各費目を通じまして、人件費関係全般につきまして、4月の人事異動に伴う精査を行っております。

初めに、15ページから18ページにわたりますが、2款、総務費、1項、総務管理費、5目、財産管理費の減債基金積立事業及び財政調整基金積立事業では、地方財政法に基づく積立金として減債基金に1億円、財政調整基金に8,300万円を計上しております。

同じく18ページ、財産管理費の瑞穂地区旧学校施設管理事業では、7月の局地的豪雨により被災をしました旧明俊小学校屋外運動場の災害復旧工事として、町有施設維持改修等整備工事に600万円を計上しております。

次に、21ページから22ページの3款、民生費、1項、社会福祉費、3目、障害者福祉費の障害者自立支援事業に4,377万8,000円を計上しています。障害者自立支援給付費の増加に伴い追加をお願いするものであります。

次に、25ページから26ページ、下段の6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費の新規就農育成総合対策事業に675万円を計上しております。将来の地域農業を支える人材を確保するため、経営が不安定な就農直後の所得を支援するとともに、経営発展のための機械・施設等の導入を支援するものであります。

また、同じく、農業振興費の有害鳥獣対策事業に936万円の計上をお願いするものであります。被災をしました有害鳥獣の被害防止施設の復旧経費ということで、資材費に対しましての補助を行うものでございます。補助率につきましては60%となっております。

次に、27ページから28ページの4目、畜産業費でございます。畜産振興対策事業としまして418万7,000円の計上をお願いするものであります。被災をしました畜産施設の復旧経費等に対する補助としておりまして、補助率は50%、上限は100万円となっております。

次に、2項、林業費、2目、林業振興費の林道維持管理事業としまして350万円の計上をお願いするものであります。基幹林道の崩土撤去、倒木処理等に要する経費を増額するので、維持管理に必要な経費の確保を図るものであります。

次に、29ページから30ページ、8款、土木費、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費の道路橋梁維持管理事業に2,600万円の計上をお願いするものであります。道路維持修繕に係る工事費や認定外道路の整備事業に対しての補助金を増額し、維持管理に必要な経費の確保を図るものであります。

次に、31ページから32ページの3項、河川費、1目、河川総務費の河川維持管理事業に585万3,000円の計上をお願いするものであります。府委託金の増額に伴います河川除草作業謝礼の増額を行うとともに、被災しました河川の浚渫及び修繕に係る工事費を増額するものであります。

次に、9款、1項、消防費、2目、非常備消防費の消防団活動運営事業については、消防活動中の公務災害災害補償費の増額、退職団員退職報償の確定に伴う不足分の計上及び消防団の安全装備品、防火衣の整備などに係る経費1,042万4,000円の計上をお願いするものであります。

また、5目、災害対策費の災害対策事業では、土のう袋等の購入に係る消耗品費に15万円を計上するとともに、住宅への流入土砂等の撤去経費への助成ということで、土砂等撤去補助金に14か所分、307万7,000円の計上をお願いするものであります。

次に、33ページから34ページの10款、教育費、2項、小学校費、2目、教育振興費の小学校教育振興一般事業に349万9,000円をお願いするものであります。京丹波町メソッドの推進や豊かな学び・文化体験の推進を図るとともに、小学校社会科副読本「わたしたちの京丹波」の更新、瑞穂小学校の通級指導教室に係る備品購入など、教育振興に必要な経費の増額を行うものであります。

次に、35ページから36ページ下段の11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、農地・農業施設災害復旧事業費の農地・農業施設災害復旧事業に1億5,145万円の計上をお願いするものであります。このうち消耗品費、燃料費の需用費関係につきましては、補助災害復旧事業等に係ります工事雑費なり事務雑費の事務費ということで、合計15万円計上しております。

12節、委託料では、災害査定測量設計業務として、測量設計監理業務等委託料に2,450万円を計上いたしております。

14節、工事請負費では、補助災害復旧工事として、農地15か所、農業用施設7か所に係ります経費として5,950万円、単独災害復旧工事として、広域農道の崩土除去等に300万円を計上するものでございます。

また、15節、原材料費では、砕石代として補修用資材費に50万円を計上しております。

それから、18節、負担金、補助及び交付金では農林漁業事業補助金といたしまして、農地196か所、農業用施設123か所の復旧に要する経費に充当をします補助金ということで6,380万円を計上いたしております。この補助金につきましては、町の単独事業でございまして、補助率が50%ということになっております。

次に、35ページから38ページにわたりますが、2目、林業施設災害復旧事業費の林道災害復旧事業に3,635万円の計上をお願いするものであります。このうち需用費15万円につきましては、補助災害復旧事業に要します工事雑費なり事務雑費の事務費でございます。

12節、委託料では、災害査定測量設計業務として、測量設計監理業務等委託料に250万円を計上いたしております。

14節、工事請負費では、補助災害復旧工事として、丹波美山1号線の復旧工事に2,000万円、単独災害復旧工事として、林道の崩土除去に80万円を計上するものでございます。

また、15節、原材料費では、碎石代として補修用資材に50万円を計上しております。

それから、18節、負担金、補助及び交付金では、農林漁業事業補助金といたしまして、地元管理林道等28か所、作業道10か所の復旧に要する経費に充当します補助金ということで1,240万円を計上いたしております。これにつきましても、町の単独事業でございまして、補助率が50%となっております。

次に、2項、公共土木施設災害復旧費、1目、土木施設災害復旧事業費の河川等災害復旧事業でございまして。総額で1億1,300万円の計上をお願いするものであります。

12節、委託料では、災害査定測量設計業務として測量設計監理業務等委託料1,600万円を計上いたしております。

14節、工事請負費では、補助災害復旧工事として道路9か所、準用河川5か所、普通河川1か所に係ります経費として7,800万円、単独災害復旧工事として道路24か所に係ります経費として1,900万円を計上するものでございます。

以上が歳出でございまして。

戻っていただきまして、事項別明細書の5ページ以降をお願いいたします。

次に、歳入でございまして。

初めに、歳入の1款、町税でございまして、6ページの個人町民税の個人所得割におきまして、収入見込み等から1,000万円の増額、また、固定資産税の償却資産においても収入見込み等により8,629万7,000円の増額を行うものであります。

次に、11款、1項、1目、地方特例交付金でございまして。本年度における交付額の確定に伴いまして165万1,000円を減額するものであります。

次に、12款、1項、1目、地方交付税でございまして、本年度における普通交付税の確定に伴いまして1億3,033万7,000円を減額するものであります。当初予算では46億5,000万円と見込み計上をしておりましたが、算定後の普通交付税額は当初見込みと比べて2.8%の減、交付額は45億1,966万3,000円となったところでございます。

なお、令和3年度実績と比較しますと1億8,905万6,000円、4.0%の減少と

なりました。

主な要因といたしましては、普通交付税は自治体が賄えない財源を補う仕組みということで、税収が増えると交付税は減ることになります。今回、基準財政収入額におきまして、特に固定資産税の償却資産と市町村民税の個人所得割につきまして、当初見込みと比べまして8,000万円余りの増加となったところでございます。

また、基準財政需要額では、人口と面積を基本とした包括算定経費が当初見込みと比べまして約3,900万円の減額や、高齢者保健福祉費や社会福祉費など個別算定経費で当初見込みと比べまして7,000万円余りが減額したところで、これらの数値を基に本年度の交付額が確定算定されたところであります。

次に、14款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、災害復旧費分担金でございますが、農地・農業用施設災害復旧事業に係ります分担金として1,785万円を計上いたしております。

次に、16款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金、1節、社会福祉費負担金では、自立支援給付費国庫負担金に2,188万9,000円を計上しております。給付費の増額に伴うものであります。

次に、7ページ、8ページ上段の同じく国庫支出金の3目、災害復旧費国庫負担金につきましては5,202万6,000円を計上しております。公共土木施設の補助災害復旧に要します国からの負担金となっております。

次に、17款、府支出金、1項、府負担金、1目、民生費府負担金、1節、社会福祉費負担金では、自立支援給付費府負担金に1,094万5,000円を計上しております。給付費の増額に伴うものであります。

次に、同じく府支出金の2項、府補助金、4目、農林水産業費府補助金、1節、農業費補助金では、先ほど歳出のほうでも説明をいたしましたけれども、新規就農者育成総合対策事業補助金ということで、就農直後の所得支援、経営発展のための機械・施設等の導入支援に充当する補助金として675万円を計上しております。

次に、9ページ、10ページ上段の9目、災害復旧費府補助金4,687万5,000円でございます。これにつきましては、農林水産施設災害復旧補助金としまして3,387万5,000円、それから林道災害復旧費府補助金としまして1,300万円を見込みまして予算計上をしております。

次に、19款、1項、1目、寄附金では、ふるさと応援寄附金につきましては、災害復旧支援のふるさと納税を募り、現在の寄附金の収納状況から寄附金額の推計を行いまして20

0万円を追加するものであります。この寄附金につきましては、農地・農業施設災害復旧事業に充当いたしております。

次に、20款、繰入金、2項、基金繰入金では、4目、森林環境譲与税基金繰入金については、林道維持管理事業並びに林道災害復旧事業の財源として1,529万7,000円を計上するものであります。

次に、21款、1項、1目、繰越金では、前年度繰越金の確定によりまして3億1,547万4,000円を計上しております。

次に、9ページから12ページにわたりまして、22款、諸収入、5項、雑入、5目、雑入では、1節、消防団員等公務災害補償基金等受入金として災害補償費受入金に250万円、退職報償費受入金に448万8,000円を計上するとともに、2節、雑入では、過年度分後期高齢者医療給付費負担金返還金として2,148万5,000円を計上しております。

また、消防団の安全装備品、防災衣の整備に係る財源として消防団員安全装備品整備等助成金に205万5,000円、コミュニティ助成事業補助金に100万円を計上しております。

次に、11ページから14ページにわたりまして、23款、1項、町債につきましては、総額で1億1,730万円の増額をお願いするものであります。冒頭、第2表の地方債補正で説明させていただいた内容に基づき、必要な補正をお願いするものであります。

戻っていただきまして、9ページから10ページでございます。

20款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金でございます。今回、5,603万5,000円を計上いたしております。事業費に不足します部分につきまして、本財政調整基金からの繰入れを見込んでいますところでございます。

また、その他各種の特定財源につきましても、それぞれ精査を行いまして必要な補正をお願いをしております。

以上、議案第56号 一般会計補正予算（第2号）の補足説明といたします。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 補足説明の途中ですが、これより暫時休憩に入ります。再開は10時50分とします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議案第57号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

最終ページから戻っていただきまして、事項別明細書5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入です。

3款、繰入金の一般会計から繰り入れる保健事業費繰入金では、人間ドック助成金の財源のうち、町独自の助成分73万4,000円を計上しています。

飛びますが、5款、諸収入では、人間ドック助成金の財源のうち、京都府後期高齢者医療広域連合の健康診査事業費補助金14万7,000円を増額しています。それぞれ受診者の増加を見込み増額するものであります。

4款、繰越金は、前年度繰越金の確定により130万円を増額しています。これは令和3年度の出納整理期間中に収納した保険料で、令和4年度に繰り越して支払うものであります。

次に、7ページ、8ページの歳出であります。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金では、後期高齢者医療広域連合保険料等負担金を130万円増額しています。これは歳入でも申し上げましたが、令和3年度の出納整理期間中に収納し、それを繰越金として措置した保険料分であります。

3款、保健事業費では、健康診査等事業で人間ドック助成金について、受診者を当初予算の70人から25人増加の95人と見込み、88万1,000円を増額しています。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） それでは、議案第58号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の事業勘定分につきまして、補足説明を申し上げます。

主なものにつきまして、歳入から説明をさせていただきます。

事項別明細書の5ページからの歳入をお願いいたします。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、調整交付金では、地域支援事業の事業費の増額に伴い2万円の増。2目、地域支援事業交付金では、事業費の精査及び過年度交付額の確定に伴い37万9,000円の減。

4款、支払基金交付金では、地域支援事業の事業費の増額及び過年度交付額の確定に伴い30万9,000円の増。

5款、府支出金、2項、府補助金、1目、地域支援事業交付金では、事業費の精査及び過年度交付額の確定に伴い19万9,000円を減額するとともに、2目、高齢化対策推進事

業費補助金では、第9期介護保険事業計画の策定経費に対する補助金として26万円を計上させていただきます。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金では、地域支援事業の事業費の精査等に伴い51万2,000円の減。2項、基金繰入金では、前年度繰越金の確定による収入増に伴い、介護給付費準備基金繰入金を皆減としております。

続きまして、7ページ、8ページの8款、繰越金では、前年度繰越金として4,953万9,000円を計上しております。

続きまして、9ページからの歳出をお願いいたします。

1款、総務費、4項、計画策定委員会費では、先ほど歳入の説明で申し上げました高齢化対策推進事業費補助金の計上に伴います財源振替のみを計上させていただくものでございます。

2款、保険給付費につきましても、先ほど歳入の説明で申し上げました前年度繰越金の確定及び介護給付費準備基金繰入金の減額に伴います財源振替のみを計上させていただくものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

11ページ下段の3款、地域支援事業費、2項、介護予防・生活支援サービス事業費では、1枚おめくりいただきまして、町内事業所に委託をしております通所型サービスA事業に係ります備品購入費として16万4,000円を計上するとともに、会計年度任用職員人件費につきまして、期末手当の必要見込額として7万9,000円の増額を計上させていただいております。4項、包括的支援事業・任意事業費では、地域包括支援センターの相談業務に係ります公用車の燃料費として6万円を計上するとともに、生活支援コーディネーター設置事業委託料につきましては、社会福祉協議会に対し人件費相当額の8割を支出しているもので、人事異動に伴います委託料の精査により153万4,000円の減としております。

4款、基金積立金では、国等からの過年度分の地域支援事業に係ります追加交付分と、前年度繰越金のうち介護給付費に係る国等への返還すべき額などを差し引きました残額の合計232万8,000円を追加させていただき、収支の均衡を図ることとしております。

なお、補正後の予算ベースで令和4年度末基金残高は2億2,157万9,000円と見込んでおります。

6款、諸支出金では、令和3年度分の国の介護給付費負担金等の返還金として3,384万9,000円を計上しております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 続きまして、老人保健施設サービス勘定の補足説明を申し上げます。

最初に、事項別明細書の7ページ、歳出から主なものについてご説明させていただきます。

今回の補正は、1款、総務費の1目、一般管理費の補正でございます。一般管理事業につきましては73万円の増額。特に、光熱水費につきまして、電気代の高騰に伴い55万2,000円の増額。また、人件費でございますが、人事異動に伴う人員の変更等によりまして78万9,000円の増額。会計年度任用職員の雇用形態の変更などによりまして、人件費（フルタイム）につきまして590万9,000円の減額。人件費（パートタイム）につきまして466万5,000円の増額計上をお願いするものでございます。

5ページに戻っていただき、歳入をご覧ください。

4款、繰越金27万5,000円は、前年度繰越金の確定による増額計上でございます。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。何とぞご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 保田上下水道課長。

○上下水道課長（保田利和君） 議案第59号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず初めに、歳出からご説明申し上げます。

事項別明細書の7ページをご覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費では、人事異動に伴う人員の変更に伴い1,274万2,000円を減額するものでございます。

次に、2款、下水道費、1項、農業集落排水費、2目、施設管理費の需用費及び2項の公共下水道費、2目、施設管理費の需用費では、それぞれ光熱水費と修繕料の増額をお願いするものでございます。

光熱水費につきましては、電気代の高騰に伴い、農業集落排水施設管理事業では15か所の下水処理場と161か所の中継ポンプの電気代の不足が見込まれることから224万円の増額。また、公共下水道施設管理事業では4か所の下水処理場と111か所の中継ポンプの電気代の不足が見込まれることから264万円の増額をお願いするものでございます。

また、修繕料につきましては、農業集落排水施設管理事業におきましては、下大久保処理場の微細目スクリーンの修繕。蒲生処理場の流入流量計の修繕及び粗目スクリーンの修繕料として合計280万9,000円の増額。そして、公共下水道施設管理事業におきましては、

下山浄化センターと瑞穂浄化センターの雑用水給水ポンプの修繕など合計415万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、歳入でございますが、5ページにお戻りください。

5款、繰入金では、一般会計繰入金を101万円減額するもので、内訳といたしましては、農業集落排水事業分として129万8,000円の減額。特定環境保全公共下水道事業分として165万9,000円の増額。また、浄化槽市町村整備推進事業分として137万1,000円を減額するものでございます。

次に、6款、繰越金では、前年度の繰越金が確定したため、11万円を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第59号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 議案第60号 令和4年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

ページをめくっていただきまして、第1表につきましては後ほど事項別明細書により説明いたします。

初めに、5ページの第2表、地方債の補正をご覧ください。

過疎対策事業債におきまして、借入限度額1,200万円から50万円を増額し、補正後の借入限度額を1,250万円とするもので、増額する理由としましては、今年度のバス購入額の確定によるものです。

次に、補正予算の内容につきまして、歳出から説明いたします。

事項別明細書7、8ページをお願いします。

1款、1項、事業費、1目、運行事業費の運行一般事業では、10節、需用費につきまして、原油価格の高騰を受け燃料費に不足が生じることから27万4,000円を増額するものです。また、会計年度任用職員人件費（フルタイム）では、人件費の精査により、3節、職員手当等について77万6,000円の増額。18節、負担金、補助及び交付金では、退職手当組合負担金について46万2,000円を増額するものです。

続いて、2款、1項、公債費、2目、利子では、長期債償還事業で、22節、償還金、利子及び割引料の長期債償還利子につきまして、借入率の変動により1万5,000円を増額するものです。

続いて、ページを戻っていただき、5、6ページの歳入をお願いします。

4款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により26万6,000円を増額いたします。

6款、町債は、先ほどの第2表で説明のとおり50万円の増額を行うものです。

次に、7款、府支出金、1項、府補助金、1目、総務費府補助金については、利用者への利便性向上に向け、町営バス各路線及びバス車両のナンバー表示を行う取組を今年度進めており、この事業財源として、京都府交通確保対策費補助金が交付されることとなりましたことから15万2,000円の追加をお願いするものです。

また、今回、補正に伴います歳出額の増加により、財源の不足が生じますことから、3款、1項、繰入金、1目、他会計繰入金、1節、一般会計繰入金に60万9,000円の増額をお願いするものです。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 中野瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中野竜二君） 桧山、梅田、三ノ宮、質美の各財産区特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

最初に、議案第61号 令和4年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）は、補正前の額1,440万円に18万6,000円を追加し、補正後の額を1,458万6,000円とするものでございます。

歳入について、事項別明細書5ページをご覧ください。

1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、1節、土地建物貸付収入でありますが、ゴルフ場運営会社から貸付地における土地賃借料の減額に係る要望を受け、20%、261万2,000円を減額するものでございます。2目、利子及び配当金は、財政管理調整基金条例の制定に伴う基金名称の変更でございます。

2款、1項、1目、基金繰入金は、基金条例の制定に伴う基金名称の変更と61万5,000円を増額するものでございます。

3款、1項、1目、1節、前年度繰越金は、額の確定により121万円を増額するものでございます。

5款、府支出金、1項、府補助金、1目、総務費府補助金、1節、総務費補助金は、豊かな森を育てる府民税活用補助金97万3,000円を増額するものです。

次に、歳出でありますが、7ページをご覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、24節、積立金では、財政管理調

整基金条例の制定に伴う基金名称の変更でございます。2目、財産管理費、12節、委託料では、府補助金を活用した倒木の撤去等の作業委託料18万6,000円を増額しております。

桧山財産区は、以上でございます。

続きまして、議案第62号 令和4年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）は、予算科目の組替え等を行うもので、全体の補正額はゼロ円となっております。

歳入について、事項別明細書5ページをご覧ください。

1款、財産収入、1項、財産運用収入、2目、利子及び配当金は、財政管理調整基金条例の制定に伴う基金名称の変更でございます。

2款、繰入金、1項、1目、基金繰入金につきましては、基金条例の制定に伴う基金名称の変更と80万4,000円を減額するものでございます。

3款、1項、1目、繰越金、1節、前年度繰越金は、額の確定により80万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

7ページをご覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、24節、積立金では、財政管理調整基金条例の制定に伴う基金名称の変更でございます。

以上が梅田財産区でございます。

続きまして、議案第63号 令和4年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）は、予算科目の組替え等を行うもので、全体の補正額はゼロ円となっております。

歳入について、事項別明細書5ページをご覧ください。

1款、財産収入、1項、財産運用収入、2目、利子及び配当金は、財政管理調整基金条例の制定に伴う基金名称の変更でございます。

2款、繰入金、1項、1目、基金繰入金につきましては、基金条例の制定に伴う基金名称の変更と20万3,000円を増額するものでございます。

3款、1項、1目、繰越金、1節、前年度繰越金は、額の確定により20万3,000円を減額するものでございます。

歳出でございますが、7ページをご覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、24節、積立金では、財政管理調整基金条例の制定に伴う基金名称の変更でございます。

以上が三ノ宮財産区でございます。

続きまして、議案第64号 令和4年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）は、補正前の額320万円に79万6,000円を追加し、補正後の額を399万6,000円とするものでございます。

歳入について、事項別明細書5ページをご覧ください。

1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、1節、土地貸付収入でありますが、財産区所有地を地元農家に貸し付けたことにより8万8,000円を増額するものです。2目、利子及び配当金は、財政管理調整基金条例の制定に伴う基金名称の変更でございませう。

2款、繰入金、1項、1目、基金繰入金、1節、基金繰入金につきましては、前年度繰越金の確定により基金取崩しを行う必要がなくなったことから30万円を減額するものでございませう。

3款、1項、1目、繰越金、1節、前年度繰越金は、額の確定により100万8,000円を増額するものでございませう。

次に、歳出について、7ページをご覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、24節、積立金では、財政管理調整基金条例の制定に伴う基金名称の変更と、歳入補正に伴い78万2,000円を増額し積み立てることとしております。3目、諸費、18節、負担金、補助金及び交付金は、財産区所有地の新規貸付に伴い、高度利用補助金1万4,000円を増額するものでございませう。

以上、議案第61号から議案第64号までの瑞穂地区の各財産区特別会計補正予算の補足説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 議案第65号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

まず、収益的支出で主なものをご説明いたします。

明細書3、4ページ、京丹波町病院事業費用をご覧ください。

こちらは、4月に医師1名を新規採用したことに伴う府立医科大学からの小児科医派遣医師の減員、定期人事異動等に伴う人件費の精査により、給与費で262万2,000円を減額しております。

また、電気代の高騰及び給食、清掃、医事課業務の長期契約の締結により委託料が確定したことに伴い、経費で48万6,000円の増額をしております。

明細書5ページ、6ページ、和知診療所事業費用をご覧ください。

定期人事異動等に伴う人件費の精査と府立医科大学の消化器内科医師減員によりまして、給与費で165万3,000円を減額しております。

また、電気代の高騰及び医事課業務の長期契約の締結により委託料が確定したことに伴い、経費で163万1,000円を増額しております。

続きまして、和知歯科診療所事業費用をご覧ください。

人事院勧告等に伴う人件費の精査により、給与費で184万4,000円を減額しております。また、治療で歯の詰め物に必要な金属資材、金とか銀とかパラジウムの高騰に伴い材料費で106万5,000円を、電気代の高騰に伴い経費で30万円の増額をそれぞれお願いするものです。

戻っていただき、明細書1ページ、2ページ、収益的収入をご覧ください。

京丹波町病院及び和知歯科診療所においては、固定資産における補助金及び受贈財産分の精査により長期前受金戻入を減額し、和知診療所においては、和知老健施設からの医師給与分担金の減額をすることにより、合わせて155万1,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではありますが、補足説明とさせていただきます。何とぞご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 保田上下水道課長。

○上下水道課長（保田利和君） 議案第66号 令和4年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

10ページ、11ページの予算明細書をご覧ください。

今回、補正をお願いしております収益的勘定の収益的収入及び支出につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、下段の収益的支出をご覧ください。

1款、水道事業費用、1項、営業費用、4目、総係費について、1,585万9,000円の増額をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、節の給料から報酬までは職員8名と会計年度任用職員2名分の人件費につきまして、人事異動等により精査したもので合計で185万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、光熱水費につきましては、電気代の高騰に伴い、浄水場の22施設やポンプ場の28施設のほか、配水池施設など水道施設の電気代の不足が見込まれることから1,400万

円の増額をお願いするものでございます。

次に、上段の収益的収入をご覧ください。

2項、営業外収益、2目、他会計補助金として一般会計からの繰入金について、繰出基準の精査に伴い398万5,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第66号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 十倉会計管理者。

○会計管理者（十倉隆英君） それでは、認定第1号 令和3年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第15号 令和3年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についてまで、それぞれ決算書に沿って主なものについて補足説明を申し上げます。説明が少し長くなりますことをお許しいただきたいと思えます。

それでは、初めに、認定第1号 令和3年度京丹波町一般会計歳入歳出決算です。

決算書の1ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

令和3年度一般会計決算額は、歳入総額139億8,950万7,576円で、前年度に比べ2.1%の減、歳出総額は135億9,233万3,267円で、前年度に比べ2.5%の減となりました。歳入歳出差引額は3億9,717万4,309円で、翌年度へ繰り越すべき財源3,170万円を差し引いた実質収支額は3億6,547万4,309円となりました。

次に、12ページからの事項別明細書をお開きください。

本決算書より様式が変更となり、明細書の節までを見開き左側ページに、調定額以降を右側ページに記載しております。

それでは、歳入の主なものについて収入済額を中心に説明いたします。

予算額、調定額等は割愛させていただきます。

1款、町税は、17億2,280万979円で、前年度に比べ3.0%の増となりました。町税のうち、町民税は5億8,803万2,754円で、前年度に比べ2.0%の増、個人町民税において、所得割の増加や退職者の増加による退職分離の増加により719万2,574円の増となりました。また、法人町民税においては、従業員数の変更に伴う7号法人から9号法人への変更や、新たな7号法人4社の増加により458万円の増となりました。

固定資産税は、9億8,682万7,954円で、前年度に比べ3.5%の増、償却資産については、太陽光発電設備の設置による課税対象者が増加したことにより2,552万3,532円の増、滞納繰越分については、前年度の新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予

特例の申請による納付期限延長分の全額納付により、前年度に比べ2,944万8,070円の増となりました。

軽自動車税は、6,476万371円で、前年度に比べ1.1%、73万2,643円の増となりました。

町たばこ税は、8,317万9,900円で、前年度に比べ5.7%の増となりました。

13ページ上段に戻っていただきまして、町税の収入未済額は5,594万6,949円で、前年度に比べ3,068万7,303円の減となりました。不納欠損額は503万1,579円で、前年度に比べ165万6,422円の増。個人町民税18人、法人町民税1件、固定資産税110人、軽自動車税48人について、地方税法に基づき処理しました。

町税全体の徴収率は96.6%で、前年度に比べ1.7%上昇しました。

なお、現年課税分は99.2%でした。

12ページ下段の2款、地方譲与税は1億2,296万円で、前年度に比べ1.3%の増。

14ページ、3款、利子割交付金は108万1,000円で、前年度に比べ3.4%の減。

4款、配当割交付金は1,047万2,000円で、前年度に比べ36.1%の増。

5款、株式等譲渡所得割交付金は1,214万2,000円で、前年度に比べ42.2%の増となりました。

6款、法人事業税交付金は、都道府県税であります法人事業税の一部を市町村の財政運営の安定化に寄与するため、令和2年度から新たに交付されたもので、令和3年度においては、経過措置により納入された法人事業税額の7.7%を交付することとされており、前年度より1,247万3,000円増の2,368万8,000円の交付となりました。

7款、地方消費税交付金は3億1,461万円で、前年度に比べ6.9%の増。

16ページ、8款、ゴルフ場利用税交付金は6,624万1,700円で、前年度に比べ1.3%の減。

9款、自動車取得税交付金は6,764円で、前年度に比べ94.6%の減。

10款、環境性能割交付金につきましては、旧自動車取得税交付金に変わるもので、令和2年度より通年交付となっており1,215万1,000円で16.6%の減となりました。

11款、地方特例交付金は3,992万6,000円で、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の創設により、前年度に比べ225.0%の大幅な増となりました。

12款、地方交付税は53億2,089万6,000円で、そのうち普通交付税は47億871万9,000円で、前年度に比べ4.8%の増。特別交付税は6億1,217万7,

000円で、前年度に比べ7.0%の増となり、全体で5.0%、2億5,402万2,000円の増となりました。

18ページ、13款、交通安全対策特別交付金は222万3,000円で、前年度に比べ1.0%の増。

14款、分担金及び負担金は1,332万669円で、前年度に比べ31.4%の増。そのうち、3目、教育費負担金の学童保育負担金が前年度に比べ233万3,840円増加しました。

下段からの15款、使用料及び手数料は1億9,327万5,423円で、前年度に比べ37.3%の減。そのうち、20ページの1項、使用料、3目、農林水産業使用料、2節、農村多元情報施設使用料においては、民営化移行により1億1,380万6,737円の大幅な減となりました。

24ページの16款、国庫支出金は13億4,880万9,616円で、前年度に比べ44.8%の大幅な減となりました。前年度交付のあった特別定額給付金給付事業費補助金13億7,900万円が皆減となったことなどによるものです。

28ページからの17款、府支出金は7億1,049万7,838円で、前年度に比べ20.5%の減となりました。2項、府補助金では、28ページの2目、民生費府補助金が46.0%の減。2節、老人福祉費補助金において、前年度交付のあった老人福祉費補助金の地域密着型サービス等整備助成事業補助金4,514万7,000円が減額となり、30ページからの4目、農林水産業費府補助金では34.5%の減。1節、農業費補助金において、前年度交付のあった畜産競争力強化整備事業補助金1億4,633万4,000円の皆減により大幅な減額となりました。

34ページの18款、財産収入は1億1,620万7,372円で、前年度に比べ18.0%の減。主なものとして、2項、1目、不動産売払収入、2節、立木売払収入が1,371万1,967円の減となったことや、前年度において、ケーブルテレビ事業の民営化に伴い、株式会社丹波情報センターの株式譲渡額1,000万円が皆減としたことによるものです。

36ページの19款、寄附金は1億3,472万8,631円で、前年度に比べ26.3%と大幅な増加となりました。2節、総務費寄附金のふるさと応援寄附金件数は1,353件の増加となりました。

20款、繰入金は4億3,512万6,047円で、前年度に比べ28.4%の増。2項、2目、振興基金繰入金は2億1,200万円を新庁舎整備事業など全般的なまちづくり経費

に必要な施策への充当財源として取り崩し繰り入れてあります。38ページの5目、減債基金繰入金につきましては、計画的な繰上償還のため1億円を取り崩し繰り入れてあります。

21款、繰越金は、令和2年度繰越事業財源分の1億9,991万6,000円を含め3億4,661万6,342円で、前年度に比べ50.0%の増となりました。

22款、諸収入は1億4,002万7,195円で、前年度に比べ0.8%の増。

歳入の最後、44ページ、23款、町債は総額で29億170万円、前年度に比べ5億110万円、20.9%の増となりました。令和3年度は新庁舎整備事業債や認定こども園整備事業債、ケーブルテレビ民営化推進事業債などの借入れを行ったため、大幅な増加となりました。

以上、一般会計歳入の説明といたします。

続きまして、歳出です。

歳入と同様に明細書の節までを見開き左側ページに、支出済額以降を右側ページに記載しております。

それでは、主なものについて予算額、不用額等は割愛させていただき、支出済額を中心に説明いたします。

また、各会計における人件費の状況は、別冊の事業報告書に掲載しておりますので、費目ごとの説明は省略させていただきます。

48ページの1款、議会費は9,099万7,601円で、前年度に比べ226万5,738円、2.4%の減となりました。主には議員定数削減によるものです。

50ページ、2款、総務費は30億3,529万3,880円で、前年度に比べ10億6,238万3,041円、25.9%の大幅な減となりました。主な要因として特別定額給付金給付事業の皆減によるものです。令和4年度への繰越額は1,524万5,000円となっています。総務費の主なものは、1項、総務管理費、1目、一般管理費では、54ページ、24節、積立金で、令和3年度に寄附を受けたふるさと応援寄附金7,520件、1億、3,028万4,000円に利子分を加えた1億3,029万3,000円をふるさと応援寄附金基金に積み立てました。

56ページからの5目、財産管理費では、最終年度となる新庁舎整備事業として、12節、委託料では、測量設計監理業務等委託料のうち、新庁舎建設工事監理業務等に2,486万8,200円を支出。14節、工事請負費では、新庁舎整備工事として12億5,436万3,336円を支出。15節、原材料費では、工事用原材料費として974万2,300円を支出。17節、備品購入費では、ロッカーや机、椅子等に1億1,379万2,336円

を支出しております。

なお、消耗品等を含めました令和3年度の新庁舎整備事業費は14億567万6,331円となりました。

58ページ、24節、積立金では、減債基金積立金1億1万2,000円、財政調整基金積立金8,019万6,000円など各種基金に合計1億8,067万4,000円積み立てました。

下段からの7目、支所費では、瑞穂支所及び和知支所の維持管理事業や財産管理事業に1億4,169万3,884円を支出。60ページ、14節、工事請負費において、和知支所施設改修工事として、有事の際に迅速に対応できるよう消防等の資機材の保管倉庫などを整備し、304万5,350円を支出しました。

62ページの9目、諸費では、12節、委託料で、グリーンランドみずほ管理運営委託料など2,216万円を支出。18節、負担金、補助及び交付金で、街灯（防犯灯）のLED化などに街灯設置補助金199万1,000円を交付、25区、195か所の整備が図られました。

10目、交通対策費では、64ページ、18節、負担金、補助及び交付金で、町営バス利用促進助成金に50万5,800円。高齢者運転免許講習実施支援事業補助金に160万2,000円などを交付し、27節、繰出金では、町営バス運行事業特別会計へ1億1,459万円を繰り出しました。

11目、地域振興事業費では、66ページ、18節、負担金、補助及び交付金で、区等が行う集会所や運動施設整備等に対して、12の区に自治振興補助金944万円を、空き家の有効活用により地域の活性化を図るため、明日のむら人移住促進事業補助金として18件で1,920万円を、安全で活力ある地域づくり等に対するコミュニティ助成事業補助金として1組織に220万円を、住民自治組織によるコロナ対策を支援するため、住民自治組織新型コロナウイルス対策支援事業補助金として7組織に198万7,000円などを交付し、地域振興を支援しました。

12目、電算管理費では、12節、委託料で、コロナ禍を踏まえたさらなる情報発信力の強化を図るためのホームページリニューアル委託料として2,076万5,360円を支出し、令和4年4月1日より運用を開始しました。

68ページ、2項、徴税费、1目、税務総務費では、70ページ、22節、償還金、利子及び割引料で、過誤納金返還金527万553円を支出。前年度に比べ402万5,191円の大きな減少となりました。

70ページ、2目、賦課徴収費では、12節、委託料で、令和6年度固定資産税の評価替えに向けた3か年にわたる固定資産宅地評価見直業務委託料として394万9,000円を支出。72ページ、18節、負担金、補助及び交付金で、京都地方税機構負担金として612万4,606円を負担しました。

最下段からの4項、選挙費では、74ページの3目、衆議院議員選挙費に1,846万1,768円。76ページ、4目、町長選挙費に1,506万7,293円。78ページ、5目、町議会議員選挙費に1,481万3,655円。6目、知事選挙費に475万1,173円などをそれぞれ支出しております。

次に、80ページ下段の3款、民生費は、34億3,078万8,983円で、前年度に比べ5億6,298万9,793円、19.6%の大幅な増となりました。主な要因として、認定子ども園整備事業や住民税非課税世帯等及び子育て世帯への臨時特別給付金などによるものです。令和4年度への繰越額は5,887万7,000円となっています。

1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費では、82ページ、18節、負担金、補助及び交付金で、民生児童委員活動補助金1,065万2,770円、社会福祉協議会専任職員等補助金3,487万9,000円。85ページ、町内事業所の福祉人材確保対策事業として、介護福祉士資格取得講習等受講料等助成金は13件で54万1,000円、社会福祉法人等介護人材確保支援事業助成金は6件で132万2,000円など各種補助金を交付しました。また、生活・暮らしへの支援として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については1,888世帯に1億8,880万円を給付しました。20節、貸付金では、介護福祉士育成修学資金貸付事業として4件、312万6,000円を貸し付けました。27節、繰出金では、国民健康保険事業特別会計へ1億2,829万2,631円を繰り出しました。3目、障害者福祉費では、86ページの12節、委託料で、共同作業所運営委託料1,951万6,000円。重症心身障害者通院通所支援事業委託料631万6,117円。聴覚言語障害センター事業委託料471万3,500円。日中一時支援事業委託料733万7,282円をはじめ、障害者の地域生活をサポートする各種事業の委託料など、合計で5,109万4,423円を支出。19節、扶助費では、重度心身障害老人健康管理事業給付費2,276万3,028円。心身障害者医療給付費5,185万5,726円。障害者自立支援給付費4億2,106万4,446円など、合計で前年より1,556万8,222円増の5億2,394万2,826円となりました。

88ページの4目、老人福祉費では、12節、委託料で、延べ2,742人の利用があった在宅高齢者の生活を支援する外出支援サービス事業委託料868万6,665円や、延べ

1, 435人の利用があった食の自立支援サービス事業委託料1, 459万9, 380円など、合計2, 362万7, 255円を支出。18節、負担金、補助及び交付金では、シルバー人材センター運営補助金に700万円。後期高齢者医療広域連合に対し、後期高齢者医療共通経費負担金として604万5, 094円。後期高齢者医療給付費負担金2億2, 353万6, 740円など、合計で前年より3, 573万7, 937円減の2億4, 109万5, 759円となりました。

27節、繰出金では、合計4億5, 259万8, 153円を支出。そのうち介護保険事業特別会計の事業勘定と老人保健施設サービス勘定へ3億7, 535万236円、後期高齢者医療特別会計へ事務費分、保険基盤安定分、保健事業分合わせて7, 724万7, 917円を繰り出しました。

90ページの2項、児童福祉費は、総額15億190万3, 369円を支出しました。主なものは、1目、児童福祉総務費、7節、報償費では、48人の出産に対するすこやか祝金565万円。12節、委託料では、ファミリーサポートセンター事業委託料に460万円。93ページの測量設計監理業務等委託料は、たんばこども園新園舎新築工事ほか監理業務の令和3年度分として1, 556万9, 400円。14節、工事請負費では、こども園施設整備工事に7億7, 902万8, 960円を支出しております。

なお、一般備品等を含めました令和3年度の認定こども園整備事業費は8億1, 293万5, 218円となりました。

18節、負担金、補助及び交付金では、低所得の子育て世帯への支援として、住民税均等割が非課税の保護者に対し子ども1人当たり5万円を支給する子育て世帯特別給付金を対象者136人に680万円。また、子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金を対象者1, 422人に1億4, 220万円を給付しました。

19節、扶助費では、3つの制度により出生から18歳までの医療費を助成するすこやか子育て医療給付費1, 422万9, 787円、京都子育て医療給付費581万3, 949円、高校生等医療給付費264万1, 497円のほか、前後しますが、児童手当費1億3, 131万円、障害児通所給付費等扶助費1, 268万6, 823円など、合計で1億6, 734万6, 790円を給付しました。

また、2目、母子父子福祉費の94ページ、19節、扶助費では、ひとり親家庭医療給付費として638万693円を給付しました。

3目、保育所費では、保育所運営に要する経費として、総額3億2, 778万6, 009円を支出しました。令和4年3月1日現在の入所児童数は258人でした。

○議長（梅原好範君） 説明の途中ですが、これより暫時休憩に入ります。再開は13時10分とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時10分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き十倉会計管理者の補足説明から会議を再開します。十倉会計管理者。

○会計管理者（十倉隆英君） それでは、引き続きまして、説明をさせていただきます。

98ページをお願いいたします。4款、衛生費は16億5,626万5,210円で、前年度に比べ1億5,155万1,493円、10.1%の増となりました。主な要因として、令和3年度から新型コロナウイルスのワクチン接種が本格的に開始となり、その経費が増額となったものです。

1項、保健衛生費では、特定健診をはじめとする各種検診、健康相談事業、新型コロナワクチンなどの各種予防接種事業や医療施設の運営に係る経費などに総額7億6,088万6,328円を支出。各種検診は、100ページ、2目、保健事業費の12節、委託料では、基本健診、特定健診、後期高齢者健診を実施し、対象者数7,770人に対し2,031人の受診者数で、受診率は26.1%でした。また、がん検診やその他の検診についても受診率が20%程度で、検査検診委託料として4,424万4,171円を、特定健診委託料として1,036万8,459円をそれぞれ支出しました。心の健康相談支援事業では、月2回、精神保健福祉士の派遣による相談事業を実施し、委託料として118万2,720円を支出しました。また、令和3年度からストレスチェックをホームページ上で開始し、利用数延べ8,272件で、委託料として7万4,800円を支出しました。

102ページ、3目、予防費は総額1億6,198万5,354円の支出で、そのうち新型コロナワクチン予防接種事業に1億3,366万2,222円を支出しました。

4目、環境衛生費では、104ページ、12節、委託料で、地球温暖化対策実行計画策定等業務委託料として539万円を支出。地球温暖化対策を推進し、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指します。

18節、負担金、補助及び交付金で、個人設置浄化槽12基に対し合併浄化槽設置補助金414万8,000円や、27節、繰出金で、浄化槽市町村整備推進事業分として5,401万6,000円を下水道事業特別会計へ繰り出しました。

5目、診療所費では、106ページ、18節、負担金、補助及び交付金で、医療施設の運営に係る経費として、南丹病院負担金1,950万4,000円。京丹波町病院と各診療所

の運営に係る病院事業会計運営補助金2億8,428万8,000円。企業債利子償還金の補助金として647万2,827円などを支出。

23節、投資及び出資金では、企業債元金償還金の財源として2,225万9,000円を出資しました。

2項、清掃費では、塵芥処理費やし尿処理費として3億2,357万9,882円を支出。また、衛生費から支出の船井郡衛生管理組合分担金につきましては、98ページ下段の18節、負担金、補助及び交付金の火葬場維持管理分836万6,000円、108ページの18節、塵芥処理分1億8,951万4,000円、し尿処理分1億715万1,000円で、総額3億503万1,000円となりました。

3項、上水道費では、水道事業会計へ運営経費に要する補助金や建設改良に要する出資金など5億7,179万9,000円を支出しました。

6款、農林水産業費は14億8,435万2,886円で、前年度に比べ2,419万3,363円、1.7%の増となりました。令和4年度への繰越額は1億6,347万3,000円となっています。

1項、農業費は13億78万9,095円の支出で、主なものとして112ページからの3目、農業振興費の有害鳥獣対策事業では、7節、報償費で、シカ2,035頭、イノシシ350頭、サル23頭などの捕獲に対する有害鳥獣捕獲報償金4,674万9,000円。クマ対策特別報償17万2,200円。狩猟期のシカ捕獲に対するシカ捕獲強化事業奨励金93万7,000円。下段からの12節、委託料で、115ページ、京丹波町猟友会への有害鳥獣捕獲委託料200万円。有害鳥獣広域捕獲委託料44万8,470円。鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業委託料328万4,000円。有害鳥獣捕獲員の負担軽減を図るための有害鳥獣捕獲個体処理委託料1,501万6,760円。14節、工事請負費では、和知地区の有害鳥獣捕獲員の負担軽減を図るため、有害鳥獣処理中継施設設置工事として713万1,300円。15節、原材料費で、被害防止施設資材費等440万1,100円。17節、備品購入費で、アライグマやニホンザルの捕獲檻の購入に190万3,550円。18節、負担金、補助及び交付金では、電気柵設置など23団体、個人2名に対し、被害防止施設設置事業補助金1,209万4,000円など、有害鳥獣対策事業全体で約9,849万1,787円を支出。前年度に比べ約1,099万8,094円増加しております。

このほか、18節、負担金、補助及び交付金で、農業機械導入補助金として14団体に886万3,000円。農業生産条件の不利を補正し、農用地の維持管理を支援する中山間地域等直接支払交付金は、協定面積909ヘクタールを対象に1億905万722円を支出。

地域農業の中心的役割を担う京丹波農業公社と和知ふるさと振興センターに対し、運営補助金として合わせて3,041万円。農業・農村の多面的機能の維持発揮を図るための地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金8,624万5,535円を支出。今後の農業を担う経営体の育成確保を図るための機械導入に対し、経営体確保・育成事業補助金として14の経営体に1,377万1,000円。農業次世代人材投資事業補助金として、新規就農者11名と1組に対し1,671万7,051円をそれぞれ交付しました。

また、新型コロナウイルスの影響を受ける農林事業者を支援する農林業者等支援給付金は、支給件数44件で1,289万700円。コロナ後の状況を見据えた業務改善や売上向上対策としての農林業者等新型コロナ対策応援補助金は、2件で116万9,000円。米価下落の影響を受ける稲作農家の次期作への支援として、米価下落対策農業者支援給付金は、775件で1,694万1,500円を支出しました。

116ページ、4目、畜産業費では、18節、負担金、補助及び交付金で、畜産農家と耕種農家との連携による堆肥の利用拡大や、農産物や飼料の生産性の向上を図るため堆肥による土づくり事業補助金552万2,550円を支出しました。

116ページ、5目、農地費では、118ページ、12節、委託料の測量設計監理業務委託料で、ため池安心・安全マップ作成業務や農道橋劣化状況評価業務などに1,261万7,000円を支出し、18節、負担金、補助及び交付金では、農林漁業事業補助金として、農道舗装や農業用水路、ため池修繕など22か所に1,141万4,000円を交付しました。

27節、繰出金では、下水道事業特別会計へ農業集落排水事業分として2億222万3,000円を繰り出しました。

120ページの7目、農村情報施設管理費では、12節、委託料で、ケーブルテレビ設備保守点検管理等委託料など経常的な委託業務に加え、ケーブルテレビ設備撤去業務など民営化に向けての業務を委託し、合計1億6,447万5,341円を支出。

122ページ、18節、負担金、補助及び交付金では、民営化に伴う事業者への町負担金として2億6,235万8,000円を支出し、民営化を進めました。

次に、2項、林業費です。支出総額は1億8,213万7,791円。主なものとして、124ページ、2目、林業振興費では、126ページの12節、委託料で、森林を適正に管理するため放置森林所有者に対する森林経営管理意向調査業務委託に469万3,700円。公有林整備事業では、質美で主伐2.04ヘクタール、西河内で再造林11.5ヘクタールや2,117メートルの防護柵設置などを実施し、委託料として4,973万7,654円。14節、工事請負費では、林道月ヒラ長老線の開設工事や林道クラベシ線の舗装工事を進め

4, 048万9, 800円を支出しました。

130ページ、7款、商工費は3億67万48円で、前年度に比べ8, 845万4, 533円、22.7%の減となりました。

1項、商工費、2目、商工振興費では、12節、委託料で、町内での起業を後押しするため、起業家育成プログラム構築委託料に110万円。地場産品の掘り起こしと販路開拓や地域商品通販サイトの運営等による食と農の成長産業化のための地域商社ふるさと産品販路開拓支援事業委託料に850万円を支出。

132ページ、14節、工事請負費では、アフターコロナを見据えた地方での働き方の提供や新事業の創出を図るため、旧質美小学校跡にサテライトオフィスを整備し1, 210万円。18節、負担金、補助及び交付金では、小規模事業者支援のための商工会小規模事業経営支援事業補助金1, 868万3, 000円。誘致企業を支援する企業立地奨励金を1事業所に282万7, 100円。町内事業所企業の活性化を図り、新たな雇用創出を目指すための雇用促進奨励金を2事業所に30万円。町内での起業を後押しし、既存の企業の新たなビジネス創出を支援する起業・新事業創出補助金は6件で297万8, 000円を交付しました。

また、新型コロナウイルス対策小規模事業者等支援事業として、中小企業等応援補助金は70の事業者に2, 294万3, 000円。新型コロナの影響により、売上げの減少した事業者に対する小規模事業者コロナ対策給付金は163の事業者に4, 648万7, 000円をそれぞれ交付しました。

3目、観光費では、134ページ、12節、委託料で、わち山野草の森管理運営委託料2, 000万円。特産館「和」指定管理料2, 000万円。京丹波まるごと交流型観光推進事業や京丹波ロケ誘致事業及び新型コロナウイルス対策観光振興事業などの企画運営委託料に2, 086万9, 650円。観光資源開発委託料に900万円などを支出し、18節、負担金、補助及び交付金では、森の京都市町村負担金として604万7, 000円。町観光協会の運営を支援するため、町観光協会運営補助金として500万円。新型コロナウイルス対策観光振興事業や京丹波まるごと交流型観光推進事業などの商工観光補助金に3, 666万3, 353円などを支出しました。

8款、土木費は7億3, 255万1, 563円で、前年度に比べ1億1, 113万6, 044円、13.2%の減となりました。令和4年度への繰越額は1億637万円となっています。

136ページからの2項、道路橋りょう費、138ページの2目、道路維持費では、12

節、委託料で、幹線町道において冬期道路除雪を11業者に委託し2,155万320円。
14節、工事請負費では、38路線で道路修繕工事を実施し2,901万9,100円。4
路線で交通安全施設整備工事を実施し370万9,200円を支出し、18節、負担金、補
助及び交付金の認定外道路整備事業補助金では14件で472万8,000円を交付しまし
た。

3目、道路新設改良費では、140ページ、12節、委託料で、測量設計監理業務等委託
料として、蒲生野排水路整備事業に伴う設計業務や、後山橋ほか橋梁補修設計業務、橋梁点
検業務などに7,112万9,091円を支出。

14節、工事請負費は1億7,163万2,700円を支出。社会資本整備総合交付金を
活用した蒲生野中央線の道路改良や曾根院内線の舗装工事などと町単独事業を合わせて25
件、延長1,827メートルの改良工事を実施しました。16節、公有財産購入費では、町
道蒲生野中央線など整備に必要となる事業用地の取得を行い1,744万2,707円を支
出。18節、負担金、補助及び交付金では、1級河川高屋川改修事業に伴う藤ヶ瀬橋改築工
事に係る令和3年度協定負担金として1,642万5,000円を支出。21節、補償、補
填及び賠償金では、町道蒲生野中央線ほか3路線で物件等補償費として2,995万6,8
00円を支出しました。

3項、河川費、1目、河川総務費では、7節、報償費で、河川除草作業の謝礼833万5,
641円を、14節、工事請負費で、3河川の護岸修繕工事などに555万3,900円を
支出しました。

142ページ、5項、下水道費では、下水道事業特別会計へ特定環境保全公共下水道事業
分として2億3,339万3,000円を繰り出しました。

6項、住宅費では、10節、需用費において、76件の住宅修繕を行い850万6,83
5円を支出。

144ページ、18節、負担金、補助及び交付金で、住宅改修補助金として88件、58
8万7,000円を支出。

なお、補助対象工事費は8,226万1,378円でした。

次に、9款、消防費は3億9,293万7,506円で、前年度に比べ2,458万7,
967円、5.9%の減となりました。

1項、消防費、1目、常備消防費では、18節、負担金、補助及び交付金において、京都
中部広域消防組合負担金2億7,445万8,000円を支出。2目、非常備消防費では、
1節、報酬で、消防団員報酬1,637万8,667円。7節、報償費で、25名の退団者

に対して消防団員退職報償金1, 110万円を支出しました。

なお、令和4年3月31日現在の消防団員は769名でした。

146ページの4目、防災費では、148ページ、14節、工事請負費において、新庁舎への移転に伴う防災行政無線設備機器の移設工事に1, 794万1, 000円を支出しました。

5目、災害対策費では、18節、負担金、補助及び交付金において、消防団詰所を新しい生活様式に対応した環境整備の推進を図るため、消防団詰所等新型コロナウイルス対策支援事業補助金として、46の詰所を対象に1, 235万6, 000円を交付しました。

次に、10款、教育費は8億5, 165万3, 843円で、前年度に比べ4, 052万7, 118円、4. 5%の減となりました。令和4年度への繰越額は3, 201万5, 000円となっています。

1項、教育総務費では、教育委員会費、事務局経費、学童保育事業、育英資金給付事業特別会計への繰出しや情報化推進費に総額で2億9, 311万8, 528円を支出しました。

152ページ、4目、情報化推進費では、12節、委託料で、GIGAスクール構想に基づく858台の学習系端末等保守委託料として3, 173万4, 204円。13節、使用料及び賃借料で、学習系システム及び校務系システム機器等借上料として5, 083万6, 320円を支出しました。

2項、小学校費では、総額1億3, 705万1, 999円を支出しました。

1目、学校管理費の154ページ、12節、委託料では、受電設備や昇降機等学校施設の設備保守点検管理等委託料として537万182円を支出。児童が安心して利用できる教育環境の確保を図るため、例年の維持管理に加えコロナ対策として、学校内の机や椅子などに除菌コーティングを実施し、施設維持管理委託料として345万1, 712円を支出。また、学校施設等長寿命化計画策定業務を実施し、施設等点検調査業務委託料として458万7, 500円を支出。

156ページ、2目、教育振興費では、1節、報酬で、学習支援等の会計年度任用職員報酬1, 814万9, 800円を支出。

19節、扶助費で、要保護・準要保護就学援助費や特別支援教育就学奨励費として合計764万2, 408円を支出しました。

158ページの3項、中学校費では1億1, 374万3, 566円を支出しました。

1目、学校管理費、12節、委託料で、瑞穂中学校及び和知中学校トイレ改修工事実施設計業務を進め、測量設計監理業務等委託料344万6, 300円を支出。また、受電設備や

浄化槽等学校施設の設備保守点検管理等委託料として316万5,570円を支出。小学校と同様に除菌コーティングを実施し、施設維持管理委託料として316万5,492円を支出。14節、工事請負費では、瑞穂中学校トイレ改修工事の前払金など1,293万8,180円を支出しました。

160ページからの2目、教育振興費では、1節、報酬において、支援が必要な生徒や配慮を必要とする生徒への対応と指導などを行うため、学習支援員や読書支援員等に会計年度任用職員報酬として944万5,632円を支出。生徒の学力向上に向け取り組みました。

162ページ、19節、扶助費では、要保護・準要保護就学援助費や特別支援教育就学奨励費として、合計631万6,534円を支出しました。

4項、幼稚園費では、幼稚園運営に要する経費として、総額5,935万9,543円を支出しました。

166ページからの5項、社会教育費では7,224万638円を支出しました。

1目、社会教育総務費では、18節、負担金、補助及び交付金で、社会教育の発展を図るため、女性の会や人権啓発推進協議会など5団体を対象に合計159万8,000円を交付しました。新型コロナウイルス感染症の影響で各団体とも活動機会が制限されたため、交付額は減少しております。

168ページ、2目、公民館費では、公民館活動や施設の維持管理経費などに総額5,717万5,427円を支出しました。

12節、委託料では、蔵書のデータ化やウェブ公開サービスなどの図書システム導入委託料として244万9,700円。17節、備品購入費では、図書購入費に359万6,265円。

171ページ、図書運搬用車両購入費に442万4,880円を支出し、どこでも図書館構想事業を進めました。

170ページ、6項、保健体育費では、2,141万5,681円を支出しました。1目、保健体育総務費では、172ページ、18節、負担金、補助及び交付金では、スポーツの振興や競技力の向上、コミュニティーの推進を目的として、スポーツ協会に170万円を交付しました。

2目、体育施設費で、174ページ、14節、工事請負費で、和知グラウンドなどのトイレ改修工事を行い530万900円を支出しました。

7項、学校給食費では、人件費、賄材料費を主なものとして全体で1億5,472万3,888円を支出しました。

178ページ、12款、公債費は16億1,682万1,747円で、前年度に比べ2億3,755万5,208円、17.2%の増となりました。繰上償還元金は1億9,986万1,227円となりました。

以上で、一般会計の説明を終わります。

引き続きまして、認定第2号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてです。

180ページをお願いします。

歳入総額18億633万5,179円で、前年度に比べ1.1%の増。歳出総額17億7,768万5,477円で、前年度に比べ0.4%の増。歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,864万9,702円となりました。国民健康保険事業の加入状況につきましては、世帯数で2,209世帯、町世帯数の35.8%、被保険者数は3,415人、町人口の25.9%となっています。

187ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入からでございます。

1款、国民健康保険税は2億8,752万5,415円で、前年度に比べ1.2%の減となりました。収納率は、過誤納付の保険税を除いた現年度分で96.6%、過年度分で24.9%となりました。

なお、地方税法に基づき、28人分、389万7,517円を不納欠損として処理しました。

189ページ、3款、府支出金は13億6,456万8,000円で、前年度より781万8,000円の増。

5款、繰入金は、一般会計からの繰入金1億2,829万2,631円で、前年度に比べ2.8%の減となりました。

次に、歳出です。

197ページ中段からの2款、保険給付費は13億171万7,116円で、前年度に比べ0.2%の増となりました。療養給付費における一般被保険者数の年間平均は3,523人、1人当たりの医療費は42万6,383円で、前年度に比べ5,115円の増となりました。

201ページ、3款、国民健康保険事業費納付金は3億8,688万4,267円で、前年度に比べ6.5%の減。そのうち1項、医療給付費分は2億5,649万3,735円。2項、後期高齢者支援金等分は9,548万4,092円。3項、介護納付金分は3,49

0万6,440円でした。

203ページ、5款、保健事業費は2,563万8,970円で、前年度に比べ11.1%の増となりました。1目、疾病予防費、18節、負担金、補助及び交付金の人間ドック助成金で、169件、516万3,191円や、疾病予防や特定健診などに係る一般会計への繰出金合計で1,447万7,047円などが主なものです。

205ページ中段の6款、基金積立金では、国民健康保険事業特別会計の健全な運営のため、財政調整基金に2,708万4,000円を積み立てました。

8款、諸支出金は1,971万4,300円で、前年度に比べ5.7%の増となりました。

207ページ、3項、繰出金では、京丹波町病院事業会計へ1,805万9,000円を繰り出しました。

以上、国民健康保険事業特別会計の説明といたします。

次に、認定第3号 令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算です。

209ページをお願いします。

歳入総額2億6,032万9,338円で、前年度に比べ1.4%の増。歳出総額2億5,702万9,311円で、前年度に比べ1.4%の増。歳入歳出差引額、実質収支額ともに330万27円となりました。

214ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入です。

1款、保険料は、特別徴収、普通徴収合わせて1億7,863万736円、前年度に比べ2.5%の増となりました。過誤納付の保険料を除いた現年度分の徴収率は99.9%でした。

3款、繰入金は、一般会計繰入金7,724万7,917円で、内訳は、事務費繰入金209万4,202円、保険基盤安定繰入金7,309万5,676円、保健事業費繰入金で人間ドック分として205万8,039円を繰り入れました。

次に、218ページからの歳出です。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金では、令和3年度分の保険料等負担金として1億7,860万5,700円、保険基盤安定負担金として7,309万5,676円を支出しました。

3款、保健事業費では、220ページ、18節、負担金、補助及び交付金において、人間ドックの助成70件で245万8,637円を支出しました。

以上、後期高齢者医療特別会計の説明といたします。

次に、認定第4号 令和3年度介護保険事業特別会計事業勘定の歳入歳出決算です。

222ページをお願いします。

歳入総額22億5,066万9,059円で、前年度に比べ2.1%の増。歳出総額22億102万9,190円で、前年度に比べ1.2%の増。歳入歳出差引額、実質収支額ともに4,963万9,869円となりました。

介護保険の状況は、令和3年度末で第1号被保険者5,822人、総人口に占める割合は44.1%でした。

また、要介護認定者数は、第1号・第2号被保険者を合わせて1,083人、居宅介護サービス受給者は577人で、認定者の53.3%、地域密着型サービス受給者は184人で、認定者の17.0%、施設介護サービス受給者は276人で、認定者の25.5%となりました。

227ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入です。

1款、保険料は3億8,307万7,800円で、前年度に比べ0.3%の減となりました。過誤納付保険料を除いた現年度分の実質収納率は99.7%でした。

なお、介護保険法に基づき、35人分、136万900円を不納欠損として処理しました。

3款、国庫支出金は6億958万4,733円。229ページの4款、支払基金交付金は5億8,008万1,703円。5款、府支出金は3億3,128万2,380円とそれぞれ交付がありました。

7款、繰入金は3億1,695万236円で、一般会計から介護給付費や地域支援事業の負担分、低所得者に対する保険料軽減措置分などを繰り入れました。

次に、歳出です。

237ページ下段の2款、保険給付費は20億9,150万702円。1項、介護サービス等諸費では、1目、居宅介護サービス給付費は、前年度に比べ約488万円減の6億1,991万2,415円。2目、地域密着型介護サービス給付費は、前年度に比べ約1,146万円増の2億9,826万8,787円。3目、施設介護サービス給付費は、前年度に比べ約1,128万円増の9億684万5,354円など合計で前年度を上回る支出となりました。

239ページ下段の4項、高額介護サービス等費は、前年度に比べ約247万円増の4,475万810円。241ページ、5項、特定入所者介護サービス等費は、前年度に比べ約1,799万円減の9,525万1,389円の支出となりました。

241ページの3款、地域支援事業費では、1項、一般介護予防事業費において、243ページ、12節、委託料で、地域住民グループ支援事業委託料125万7,557円。2項、介護予防・生活支援サービス事業費の12節、委託料で、現行相当サービス委託料1,377万1,298円。ミニデイサービス事業委託料714万7,504円。245ページ、4項、包括的支援事業・任意事業費の12節、委託料で、生活支援コーディネーター設置事業委託料1,663万4,378円など、地域支援事業に総額5,743万6,305円を支出し、介護予防に努めました。

247ページ、4款、基金積立金では、介護保険給付費準備基金に2,593万円を積み立てました。

以上、介護保険事業特別会計事業勘定の説明といたします。

次に、令和3年度介護保険事業特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算です。

249ページをお願いします。

歳入総額646万6,328円で、前年度に比べ2.0%の減。歳出総額299万2,971円で、前年度に比べ15.7%の減。歳入歳出差引額、実質収支額ともに347万3,357円となりました。

254ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入です。

1款、サービス収入では、居宅支援サービス計画費収入として、委託、直営合わせ756件、341万5,060円の収入でした。

256ページの歳出は、2款、事業費で、介護予防サービス計画作成委託料として、町内7、町外3の事業者者に179万9,230円を支出しました。

以上、介護保険事業特別会計サービス事業勘定の説明といたします。

次に、令和3年度介護保険事業特別会計老人保健施設サービス勘定歳入歳出決算です。

258ページをお願いします。

歳入総額1億4,352万5,093円で、前年度に比べ1.2%の減。歳出総額1億4,224万9,636円で、前年度に比べ0.6%の減。歳入歳出差引額、実質収支額ともに127万5,457円となりました。利用状況は、入所の利用者数が延べ4,995人で、前年度に比べ32人の増。1日当たりの事業収入は15万2,394円、前年度に比べ3万971円の増となりました。

263ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入です。

1 款、サービス収入は、1 項、介護給付費収入、1 目、居宅介護サービス費収入 9 5 7 万 9, 5 2 7 円。2 目、施設介護サービス費収入 5, 5 6 2 万 3, 7 9 9 円。3 項、自己負担金収入 1, 7 0 8 万 9, 9 2 7 円などを合わせ、8, 2 4 0 万 6, 4 8 2 円の収入となりました。

3 款、繰入金は、前年度に比べ 1, 8 0 0 万円減の 5, 8 4 0 万円を一般会計から繰り入れました。

次に、2 6 7 ページからの歳出です。

1 款、総務費では、医師、看護師、介護支援専門員等の人件費及び施設運営経費として 1 億 2, 3 0 1 万 5, 1 1 1 円を支出しました。

2 6 9 ページ、2 款、介護サービス事業費では、医薬材料費、給食業務委託料、機器物品等借上料など 1, 9 2 3 万 4, 5 2 5 円を支出しました。

以上、介護保険事業特別会計老人保健施設サービス勘定の説明といたします。

次に、認定第 5 号 令和 3 年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算です。

2 7 1 ページをお願いします。

歳入総額 9 億 5, 5 9 0 万 6, 3 2 7 円で、前年度に比べ 0. 7 % の増。歳出総額 9 億 5, 5 3 9 万 6, 0 7 9 円で、前年度に比べ 0. 7 % の増。歳入歳出差引額、実質収支額ともに 5 1 万 2 4 8 円となりました。京丹波町の下水道の状況は、下水道接続率 9 3. 5 %、浄化槽整備率 7 6. 8 % となっています。

2 7 6 ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入です。

1 款、分担金及び負担金では、新規加入分担金として、農業集落排水事業で 5 件、特定環境保全公共下水道事業で 5 件、合計 8 8 0 万円を収入しました。

2 款、使用料及び手数料、1 項、使用料は、5 つの事業を合わせて 2 億 5, 7 2 2 万 5, 4 3 5 円、前年度に比べ 4 9 7 万 1, 3 4 8 円、1. 9 % の減となりました。現年度分の徴収率は 9 8. 0 % でした。

2 7 8 ページ、5 款、繰入金では、一般会計からそれぞれの事業に総額 4 億 8, 9 6 3 万 2, 0 0 0 円を繰り入れました。

7 款、諸収入では、府道拡幅改良などに伴う支障物件移設補償費として 4, 5 9 0 万 1, 0 0 0 円を収入しました。

8 款、町債は、公営企業会計適用債など 1 億 5, 2 8 0 万円でした。

次に、2 8 2 ページからの歳出です。

1 款、総務費、1 2 節、委託料では、令和 6 年度の地方公営企業法の適用に向け、決算書整理や処理場、管路の評価データ整理を進め、4 7 1 万円を支出。2 款、下水道費は 3 億 7, 2 3 0 万 4, 5 1 4 円を支出。主なものとして、1 項、農業集落排水費、1 目、施設整備費の 1 4 節、工事請負費で、府道桧山須知線拡幅改良に伴う管路施設等移設工事に 1, 1 0 0 万円。2 8 4 ページの 2 目、施設管理費では、処理場 1 8 か所などの維持管理経費として、総額 1 億 3 3 5 万 1, 3 9 0 円を支出しました。

下段からの 2 項、公共下水道費、1 目、施設整備費では、2 8 6 ページ、1 4 節、工事請負費で、藤ヶ瀬橋架け替えに伴う下水道管移設工事や、府道京丹波三和線拡幅改良に伴う管路移設工事に 3, 3 8 8 万円を支出。2 目、施設管理費では、処理場 4 か所などの維持管理経費として、総額 1 億 1, 1 1 1 万 2, 5 8 2 円を支出しました。

2 8 8 ページからの 3 項、浄化槽市町村整備推進施設費では、町管理浄化槽 1, 3 8 4 基の維持管理経費として、総額 1 億 1, 1 8 1 万 8, 4 3 2 円を支出しました。

下段の 3 款、公債費では、元金利子合わせて 5 億 5, 1 1 2 万 5, 7 4 5 円を償還しました。

以上、下水道事業特別会計の説明といたします。

次に、認定第 6 号 令和 3 年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算です。

2 9 2 ページをお願いします。

歳入総額、歳出総額いずれも 1 万 2, 6 5 0 円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともにゼロ円となりました。

2 9 7 ページ、事項別明細書の歳入では、1 款、財産収入で、土地開発基金利子 1 万 2, 6 5 0 円を収入し、2 9 9 ページ、歳出で、土地開発基金に 1 万 2, 6 5 0 円を繰り出しました。

以上、土地取得特別会計の説明といたします。

次に、認定第 7 号 令和 3 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算です。

3 0 1 ページをお願いします。

歳入総額 4 8 1 万 6, 9 8 2 円で、前年度に比べ 2 7. 6 % の増。歳出総額 4 8 1 万 6, 0 0 0 円で、前年度に比べ 2 7. 6 % の増。歳入歳出差引額、実質収支額ともに 9 8 2 円となりました。

3 0 6 ページ、事項別明細書、歳入では、3 款、繰入金で、一般会計から 2 4 1 万 5, 0 0 0 円、基金から 2 4 0 万円を繰り入れました。

3 0 8 ページ、歳出では、2 款、育英費、1 8 節、負担金、補助及び交付金において、高

校生から大学生まで44人に対し480万円を給付しました。

以上、育英資金給付事業特別会計の説明といたします。

次に、認定第8号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算です。

310ページをお願いします。

歳入総額1億4,045万8,228円で、前年度に比べ13.2%の増。歳出総額1億4,019万1,148円で、前年度に比べ13.4%の増。歳入歳出差引額、実質収支額ともに26万7,080円となりました。利用状況につきましては、運行日数が359日で、乗客数が10万7,099人となりました。

315ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入、1款、事業収入は1,537万8,890円で、運賃収入が429万7,340円。小中学生のスクールバスとしての受託収入が1,108万1,550円でした。

3款、繰入金は、一般会計から1億1,459万円を繰り入れ、6款、町債では、バス購入事業債970万円を借り入れました。

次に、317ページからの歳出です。

1款、事業費では、バス運転手等の人件費、バスの燃料費や車検等の修繕料など路線バス車両19台の運行経費や更新車両2台のバス購入費などに1億3,533万891円を支出しました。

319ページ、2款、公債費では、元金利子合わせて486万257円を償還しました。

以上、町営バス運行事業特別会計の説明といたします。

続きまして、財産に関する調書について主なものを説明いたします。

まず、321ページからの公有財産です。

323ページ、行政財産の(1)土地及び建物の土地ですが、公共用財産の学校の5,144平方メートルの減少、同じくその他の施設の5,144平方メートルの増加は、たんばこども園建設による須知幼稚園用地を用途廃止し、たんばこども園用地として登録したことによるものです。

次に、建物です。本庁舎の木造で新庁舎建設により4,923平方メートルの増加。また、非木造では、和知支所倉庫の増築により12平方メートル増加しました。

公共用財産の学校の非木造は、須知幼稚園舎の撤去により1,339平方メートル減少しました。

同じくその他の施設の木造は、たんばこども園建設により2,350平方メートル、新庁舎前のバス停建設により6平方メートル、合計で2,356平方メートル増加しました。

非木造は、ケーブルテレビ事業の民営化により、丹波サブセンターの用途廃止により253平方メートル減少しました。

次に、325ページ、普通財産の(2)山林です。

面積の増減はなく、立木の推定蓄積高において、所有林で質美地区及び西河内地区における伐採等により2,237立方メートルの減少。分収林で自然増により53立方メートルの増加となりました。

328ページ、2、物品です。

令和3年度中の増減につきまして、車両・船舶類につきましては、更新によるワゴン車2台と給食配送車1台及び移動図書館車両1台とリースアップによる軽自動車1台の計5台を取得し、中型バス1台を含む2台の廃車により、差引きで3台の増加となりました。棚・箱類は、会計室の耐火金庫1台の購入により1台増加。医療・衛生器具類は、和知老健施設の折り畳み式陰圧ブース1台と分包機1台の購入により2台増加。機械・器具類は、和知中学校のつり下げスクリーン1台と有害鳥獣対策事業の移動式捕獲柵1台の購入により2台増加。軽機械・用具類は、和知林業センターのエアコン2台、ウッディパルわちのシャワーユニット2台、有害鳥獣処理中継施設の冷凍コンテナ1台をそれぞれ購入し5台の増加。電気・通信器具類は、自主放送用の機器類を購入し8台増加。室内用品器具類は、新庁舎大会議室の可動式ステージの購入により1台増加。雑品類は、大会議室の電動映写スクリーンの購入により1台増加となりました。

329ページ、4、基金です。

一般会計の基金は、財政調整基金で8,019万6,000円を積み立て、令和3年度末現在高は15億9,032万4,582円となりました。振興基金では、2億1,200万円を取り崩し、39万4,000円を積み立て、令和3年度末現在高は11億5,771万2,000円となりました。減債基金は、1億円を取り崩し1億1万2,000円を積み立て、令和3年度末現在高は1億9,096万952円となりました。ふるさと応援寄附金基金では、1億644万7,000円を取り崩して寄附いただいた方の意向に沿った各事業に充当しております。また、令和3年度寄附金分に利子分を合わせ1億3,029万3,000円を積み立てました。森林環境譲与税基金につきましては、1,018万7,000円を積み立てました。

一般会計全体で9,733万8,000円の減少。特別会計では全体で5,129万2,650円の増加。全ての会計を合わせた令和3年度末現在高は、42億2,003万7,918円となりました。

以上、財産に関する調書の説明といたします。

続いて、6つの財産区特別会計の説明に移ります。

なお、各財産区の財産に関する調書は説明を省略させていただきますので、ご了承をいただきますようよろしくお願いいたします。

まず、認定第9号 令和3年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算です。

331ページをお願いします。

歳入総額110万7,753円、歳出総額86万9,264円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに23万8,489円となりました。

336ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入、1款、財産収入は、須知地区の駐車場貸付料や携帯電話通信施設敷地料など合計41万405円の収入がありました。2款、寄附金では、須知地区で区域内の各区から管理運営寄附金36万8,500円を収入。3款、繰入金では、竹野地区で13万3,000円を基金から繰り入れました。

340ページ、歳出です。

1款、総務費、1項、須知地区、1目、一般管理費で、財産区管理会委員報酬6万4,500円。敬老祝賀式補助金や区長会運営補助金に30万円。財政管理調整基金積立金13万円などを支出。2項、竹野地区では、1目、一般管理費で、財産区管理会委員報酬3万7,500円などを支出しました。

以上、須知財産区特別会計の説明といたします。

次に、認定第10号 令和3年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算です。

346ページをお願いします。

歳入総額69万426円、歳出総額66万822円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに2万9,604円となりました。

351ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入では、2款、寄附金で21万9,300円。財産区区域内の各区から寄附を受けたものです。

353ページ、歳出です。

1款、総務費、1目、一般管理費では、財産区管理会委員報酬5万4,000円。財政管理調整基金積立金53万8,824円などを支出しました。

以上、高原財産区特別会計の説明といたします。

次に、認定第11号 令和3年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算です。

357ページをお願いします。

歳入総額1,498万3,106円、歳出総額1,317万2,622円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに181万484円となりました。

362ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入では、1款、財産収入が主で、1項、財産運用収入では、ゴルフ場用地をはじめとする土地貸付料などで1,327万5,496円でした。

364ページ、歳出です。

1款、総務費、1目、一般管理費では、財産区管理会委員報酬39万1,500円をはじめ、財産区運営のための一般経費を支出しました。

2目、財産管理費では、直営林保育作業委託料260万6,000円など、3目、諸費では、山林高度利用補助金など財産区住民関係団体等への補助金合わせて743万4,000円や、公民館事業への繰出金70万円を支出しました。

以上、桧山財産区特別会計の説明といたします。

次に、認定第12号 令和3年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算です。

371ページをお願いします。

歳入総額657万9,998円、歳出総額552万5,439円、歳入歳出差引額5,439円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに105万4,559円となりました。

376ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入では、1款、財産収入が主で、携帯電話通信施設や各区への土地貸付収入など財産収入は563万2,899円でした。

378ページ、歳出です。

1款、総務費、1目、一般管理費では、財産区管理会委員報酬31万500円をはじめ、財産区運営のための一般経費を支出しました。

2目、財産管理費では、区への土地貸付補償費319万5,509円など、3目、諸費では、梅田地域振興対策事業補助金として19万4,000円と、公民館事業への繰出金30万円などを支出しました。

以上、梅田財産区特別会計の説明といたします。

次に、認定第13号 令和3年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算です。

384ページをお願いします。

歳入総額196万3,871円、歳出総額161万6,625円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに34万7,246円となりました。

389ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入、1款、財産収入では、集落への土地貸付収入43万1,000円とマツタケ等採取権収入6万8,500円が主な収入です。

2款、繰入金では、財政調整基金から60万円を繰り入れました。

4款、諸収入では、間伐事業の精算金やNTT柱敷地料として36万9,200円の収入がありました。

391ページ、歳出です。

1款、総務費、1目、一般管理費では、財産区管理会委員報酬49万9,500円をはじめ、財産区運営のための一般経費を支出しました。

3目、諸費では、財産区住民関係団体への補助金合わせて47万5,000円と、公民館事業への繰出金30万円を支出しました。

以上、三ノ宮財産区特別会計の説明といたします。

次に、認定第14号 令和3年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算です。

397ページをお願いします。

歳入総額457万9,625円、歳出総額294万8,138円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに163万1,487円となりました。

402ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入では、1款、財産収入が区及び法人への土地貸付料など221万1,230円。

4款、府支出金で、森林防災機能強化事業補助金95万円の収入がありました。

次に、404ページ、歳出です。

1款、総務費、1目、一般管理費では、財産区管理会委員報酬35万4,000円をはじめ、財産区運営のための一般経費を支出しました。

2目、財産管理費では、流木除去作業委託料に95万円。林道維持管理事業等補助金に18万3,000円を支出。

3目、諸費では、負担金、補助及び交付金で、貸付林等高度利用補助金として15万円。公民館事業への繰出金30万円などを支出しました。

以上、質美財産区特別会計の説明といたします。

最後に、認定第15号 令和3年度国保京丹波町病院事業会計決算について説明いたします。

病院事業会計につきましては、別冊子の病院事業会計決算書で説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に15ページをお願いします。

患者数の動向ですが、①国保京丹波町病院事業の入院患者数は年間延べ9,837人で、前年度比331人の増加。外来患者数は年間延べ2万2,529人で、前年度比937人の増加となりました。②和知診療所の外来患者数は年間延べ8,544人で、前年度比207人の増加。③和知歯科診療所は年間延べ5,635人で、前年度比391人の減少となりました。

次に、9ページの損益計算書をお開きください。

1の医業収益で、入院収益は2億7,441万7,155円。外来収益は2億8,295万7,060円。その他医業収益は、個室使用料、健診や予防接種などの公衆衛生活動収益、救急告示病院に対する一般会計負担金、その他文書料などを合わせて9,785万5,942円で、合計6億5,523万157円となりました。

2の医業費用で主なものは、給与費6億2,298万370円。薬品や診療材料などの材料費5,614万5,005円。事務費や光熱水費、各種業務委託料などの経費1億6,914万7,616円。減価償却費6,646万5,292円など合計9億1,715万6,770円となりました。

よって、医業収支は2億6,192万6,613円の損失となりました。

3の医業外収益での主なものは、他会計補助金1,805万9,000円。内訳は、国保特別調整交付金として、和知診療所に896万2,000円、和知歯科診療所に909万7,000円です。補助金は1,277万8,600円で、内訳は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止医療提供体制確保支援補助金など、京丹波町病院に1,201万8,600円、和知診療所に43万円、和知歯科診療所に33万円です。負担金及び交付金は2億6,859万2,035円で、主なものは企業債償還利息と運営補助に係る一般会計繰入金で2億5,616万3,827円。長寿社会づくりソフト事業費交付金155万7,000円。和知老人保健施設から和知診療所への医師給与負担金1,087万1,208円です。長期前受金戻入は、固定資産取得時に交付を受けた補助金等であり、償却年数に合わせて収益化したもので、本年度は1,286万8,962円でした。これらを主なものとした医業外収益の合計は3億1,641万648円となりました。

4の医業外費用では、企業債支払利息647万2,827円。長期前払消費税償却2,721万1,113円を主なものとして、合計で3,520万2,985円となりました。先ほどの医業損失にこれら医療外収支を加減した結果、1,928万1,050円の経常利益となりました。

よって、当年度純利益も1,928万1,050円となりましたので、前年度繰越欠損金3億7,615万6,052円を加えた令和3年度未処理欠損金は3億5,687万5,002円となりました。

次に、37ページからの資本的収入及び支出についてです。

収入の他会計出資金は、企業債元金償還に係る一般会計からの繰入金であり、京丹波町病院に2,225万9,000円を繰り入れました。補助金は、和知歯科診療所に国庫補助金として、保険医療機関等向け医療提供体制設備整備補助金42万9,000円の交付を受け、資本的収入の合計は2,268万8,000円となりました。

支出では、企業債元金償還金として、京丹波町病院で3,623万2,219円を支出しました。

建設改良費では、京丹波町病院で観察カメラ、無散瞳眼底カメラ、ハイローストレッチャーなどの器械備品費に759万9,823円、和知歯科診療所でマイナンバーカードに対応するため、オンライン資格確認システムの器械備品購入費に42万9,000円を支出し、資本的支出の合計は4,426万1,042円となりました。

なお、収支不足分2,157万3,042円は、過年度分損益勘定留保資金により補填いたしました。

以上、国保京丹波町病院事業会計の説明といたします。

これをもちまして、認定第1号から認定第15号までの説明を終わらせていただきます。ご審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 保田上下水道課長。

○上下水道課長（保田利和君） それでは、認定第16号 令和3年度京丹波町水道事業会計決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

別冊子の令和3年度京丹波町水道事業会計決算書をご覧ください。

まず初めに、10ページの令和3年度京丹波町水道事業報告書をご覧ください。

概要の（1）総括事項でございますが、令和3年度は京丹波町水道ビジョンの2年目として、計画に掲げました事業を着実に推進するとともに、経営基盤の強化に努めたところでございます。

建設改良事業につきましては、老朽化した管路の布設替えや浄水場の送水ポンプの計画的な更新など引き続き実施いたしました。

本町におきましては、人口減少にある中、収入の大部分を占めております給水収益も同様に減少していくことが見込まれ、また、施設の大規模更新や耐震化事業の実施により、今後

も建設改良費は高い水準で推移することが見込まれます。大変厳しい経営環境が続きますが、今後も京丹波町水道ビジョンに基づき、計画的に水道事業を推進してまいります。

次に、アの業務の状況でございますが、年度末における行政区域内人口及び給水人口はともに1万3,205人で、給水件数は6,738件、年間配水量は277万1,237立米で、そのうち年間有収水量は197万9,824立米、有収率は71.4%でございました。

次に、5ページに戻っていただきまして、損益計算書につきましてご説明申し上げます。

なお、その明細につきましては、20ページからの収益費用明細書でもお示ししておりますので、併せてご覧ください。

それでは、5ページの損益計算書の1、営業収益につきましては、(1)の給水収益であります水道料金の4億8,474万5,404円と、(2)のその他の営業収益として、閉栓・開栓手数料など106万8,000円を合わせまして4億8,581万3,404円となりました。

次に、2、営業費用でございますが、(1)原水及び浄水費は、施設の維持管理に係る委託料9,585万9,391円や、施設の維持補修工事の費用として2,727万9,480円を主なものとして、合計1億3,731万8,506円となりました。

(2)配水及び給水費は、漏水調査や水道メーターの検針業務の委託料に1,115万200円。本管の漏水工事や給水管・給水装置の修繕工事など工事請負費3,495万3,910円を主なものとして、合計5,490万7,838円となりました。

(4)総係費は、職員8名と会計年度任用職員2名の人件費の合計6,916万2,618円や、各施設の光熱水費6,442万3,440円を主なものとして、合計1億7,839万5,566円となりました。

(5)減価償却費は、有形固定資産と無形固定資産を合わせて5億9,070万5,022円を費用化し、営業費用の合計は9億6,143万2,932円となりました。

営業収益から営業費用を差し引きますとマイナスとなりますので、4億7,561万9,528円の営業損失となりました。

次に、3、営業外収益でございますが、(1)受取利息として3万9,315円。(2)他会計補助金は一般会計からの繰入金として、繰出基準に基づく繰入金4億1,179万9,000円。(3)長期前受金戻入につきましては、固定資産の取得時に交付を受けました補助金や分担金等について、固定資産の取得耐用年数に応じて収益化した分として2億3,199万9,648円を計上しました。

(4)雑収益につきましては、貸倒引当金戻入益として、過年度分水道料金の収入額24

0万1, 201円を主なものとして247万3, 001円を計上し、これら営業外収益の合計額は6億4, 631万964円となりました。

次に、4、営業外費用は、(1) 企業債の支払利息1億965万7, 647円を主なものとして1億2, 267万8, 676円となりました。3の営業外収益と4の営業外費用の差引額は5億2, 363万2, 288円となり、さらに先ほどの営業損失4億7, 561万9, 528円から差し引きした結果、経常利益は4, 801万2, 760円となりました。

当年度純利益の4, 801万2, 760円と前年度未処分利益剰余金を合わせて当年度未処分利益剰余金は1億2, 670万3, 235円となりました。

次に、27ページをご覧ください。

上段の資本的収入、1項、企業債では、建設改良事業の財源として、財政融資資金から現年分と繰越分を合わせて1億4, 760万円の借入れを行いました。

2項、分担金は、23件の新規加入があり700万7, 000円となりました。

3項、補助金は、ふるさとの水確保対策事業費補助金及び生活基盤施設耐震化補助金として、合計で2, 236万4, 200円の収入があり、4項の他会計負担金1, 700万円及び5項の出資金1億4, 300万円は、企業債償還元金分の財源として一般会計から繰入金として受けました。

6項、基金取崩収入は、水道事業基金から使途が特定されている分として、企業債元金償還金の一部に充てるために1, 684万2, 943円の取崩しを行いました。

これらの資本的収入の合計は、3億8, 284万8, 943円となりました。

次に、29ページの資本的支出では、1項、建設改良費、1目、施設整備費は、14件の測量設計業務の委託料と10件の上水道管路の更新工事等で1億8, 678万7, 500円を支出し、2目、施設改良費では、道路改良工事に伴う3件の施設工事などで、5, 821万1, 000円を支出しました。

次に、2項、企業債償還金は、元金償還金として5億4, 445万1, 743円を返済し、3項、基金繰入支出では、京都府ふるさとの水確保対策事業費補助金相当額623万9, 000円を次年度以降の企業債償還金に充当するために基金に積立てし、資本的支出の総額は8億27万2, 543円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億1, 742万3, 600円は、消費税資本的収支調整額1, 657万95円、過年度分損益勘定留保資金1億6, 195万1, 654円及び当年度分損益勘定留保資金2億3, 890万1, 851円で補填いたしました。

次に、8ページ及び9ページの財務状況を表す貸借対照表につきまして、ご説明申し上げます。

まず、資産の部、1の固定資産では、(1)の有形固定資産として、土地、建物、構築物、機械、装置等で合計108億1,135万5,150円。(2)の無形固定資産として、畑川ダム建設負担金による施設利用権として9億6,439万7,638円。また、(3)の投資その他の資産として、水道事業基金3億4,748万830円で、固定資産の合計額は121億2,323万3,618円となりました。

次に、2、流動資産につきましては、現金預金の3億253万2,438円。未収金は、貸倒引当金を控除した額といたしまして1億765万8,373円。貯蔵品は、水道メーターの在庫の額として11万500円で、流動資産の合計額は4億1,030万861円となり、資産の合計額は125億3,353万4,479円となりました。

次に、9ページに移りまして、負債の部でございますが、3、固定負債の企業債につきましては、決算から1年を超えた令和4年度末時点における企業債の残額となりますが、63億4,171万7,260円。4、流動負債の(1)企業債につきましては、1年以内に償還期限の到来するものの額で、令和4年度の償還額として5億5,876万7,969円となります。流動負債は、そのほかに未払金1億5,925万3,762円や賞与等引当金434万1,000円など、合計で7億2,256万2,001円となりました。

次に、5の繰延収益につきましては、建設改良事業の財源となった補助金や分担金等の長期前受金を減価償却の財源として収益化するもので、その累計額は44億7,389万3,798円となっており、負債の合計額は115億3,817万3,059円となりました。

次に、資本の部では、6の資本金の合計は8億6,865万8,185円。7の剰余金の合計は1億2,670万3,235円で、資本の合計は9億9,536万1,420円となりました。

結果、負債資本の合計額は、資産の合計額と同額の125億3,353万4,179円となりました。

以上、簡単ではございますが、認定第16号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） これより暫時休憩に入ります。再開は15時10分とします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時10分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

認定第1号 令和3年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第16号 令和3年度京丹波町水道事業会計決算の認定についてまでの審査については、11名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第16号は、11名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時12分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第3項の規定に、よりお手元に配付の決算特別委員会選任名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付の決算特別委員会委員選任名簿のとおり選任することに決しました。

決算特別委員会をこの場において開催し、正副委員長の選任をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時13分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

決算特別委員会において、正副委員長が決定しましたのでご報告いたします。

委員長に東まさ子君、副委員長に松村英樹君。

以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

《日程第44、報告第3号 健全化判断比率について～日程第49、報告第8号 グリーンランドみずほ株式会社に関する経営状況について》

○議長（梅原好範君） 日程第44、報告第3号 健全化判断比率についてから、日程第49、報告第8号 グリーンランドみずほ株式会社に関する経営状況についてまでを一括議題とします。

町長の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、報告第3号から順次説明いたします。

報告第3号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率として次の4指標について報告するものであります。

まず、一般会計等を対象とし、赤字の程度を指標化した「実質赤字比率」は収支赤字がないため該当せず、また、財産区を除く全ての会計を対象とし、全体としての赤字の程度を指標化する「連結実質赤字比率」につきましても、収支赤字がなく該当はありません。次の借入金の返済額等を指標化して資金繰りの危険度を示す「実質公債費比率」につきましても、前年度から0.9%減少し、16.8%となっております。なお、同比率に係る早期健全化基準は25%であります。

また、借入金や将来にわたる負担の現時点での残高を指標化し、将来の財政負担の圧迫度を示す「将来負担比率」につきましても、98.8%でありました。これは令和2年度決算の109.7%に比べ10.9%減少しております。なお、同比率に係る早期健全化基準は350%となっております。

以上、監査委員の意見書を添えて報告いたします。

次に、報告第4号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率を報告するものであります。本町では、下水道事業特別会計、国保京丹波町病院事業会計及び水道事業会計が対象となりますが、いずれも該当しませんでした。なお、同比率の経営健全化基準は20%となっております。

以上、監査委員の意見書を添えて報告いたします。

次に、報告第5号 公益財団法人京都府立丹波自然運動公園協力会に関する経営状況につきましても、総収益が3億7,435万1,908円、運営管理に要する諸費用の合計は3

億 8, 568 万 4, 727 円で、収支差額は 1, 133 万 2, 819 円の赤字決算となっております。

同協力会は、京都府の指定管理を受け、丹波自然運動公園施設の管理運営全般を行っております。

令和 3 年度も年間を通じて新型コロナウイルス感染症の影響を受け、施設利用の休止やキャンセル、さらにはファミリープールのオープン数日前での休業決定など大変厳しい 1 年となり、総入園者数につきましては、約 24 万 2, 000 人とどまる結果となったところであります。

こうした中ではありますが、テニスコート 7 面の人工芝の張替工事をはじめ、陸上競技場の 2 種継続検定、わくわくアスレチックパークのリニューアルなど施設環境の充実に取り組みました。また、ソフト面では、コロナ禍における時代に即した公園の活用に向けて、デイキャンプサイトの貸出しやキッチンカーによる出店募集などの取組も進めました。

さらに、役場を発着点として丹波自然運動公園内を歩く健康ウォーキングコースを設定するなど町と公園とが共同した取組も進めております。

引き続き、スポーツやレクリエーションを通じて、家族や仲間との触れ合いの場、生涯スポーツや学習の場となるよう連携を図ってまいります。

次に、報告第 6 号 一般財団法人京丹波農業公社の経営状況につきましては、経常収益は 8, 217 万 9, 652 円、事業費及び管理費に係る経常費用が 7, 956 万 169 円、経常外費用として農業基盤強化準備金として 261 万 9, 483 円を積立てし、令和 3 年度の収支差額はマイナス 23 万 1, 918 円の赤字決算となっております。

収入の主なものは、黒大豆や小豆、ソバ、水稻、飼料用稲、堆肥散布など、作業等受託事業収入として 2, 951 万 1, 672 円、ソバの加工品販売収入 507 万 2, 319 円、受け取り補助金として、町からの運営補助金 2, 881 万円、堆肥による土づくり補助金等 662 万 8, 885 円、水田活用直接支払交付金など 627 万 5, 724 円となっております。

同公社は、担い手の確保・育成を図り、効率的かつ安定的な農業経営に向けた農地の利用集積の促進を図るとともに、農地管理や農作業受委託に併せ、特産である丹波黒大豆や瑞穂大納言小豆、ソバの生産振興を図るとともに、ソバの加工販売や飼料用米・飼料用稲の栽培とコントラクターとしての役割など、地域農業の総合的な振興を実践されております。今後、さらなる経営強化へ向けた取組に期待するものであります。

次に、報告第 7 号 一般財団法人和知ふるさと振興センター全体の経営状況につきましては、経常収益は 3 億 1, 135 万 8, 201 円、経常経費は 3 億 1, 390 万 6, 805 円

で、収支差額は254万8,604円のマイナスとなり、税引き後の収支差額は261万8,604円の赤字決算となっております。

収入の主なものは、営業収入1億8,556万2,377円、農作業受託収入6,772万782円、農作業受託部運営補助金など951万1,337円、わち山野草の森をはじめ町施設の管理委託料4,409万7,614円であります。なお、農作業受託部の単独決算につきましては、経常収益は7,389万983円を計上しており、経常経費は7,373万3,154円であり、税引き後の収支差額は15万7,829円の黒字決算となっております。

同センターは、特産品等の販売、都市住民との交流、観光レクリエーションを通じた農林水産業の振興など幅広い活動を目的に、道の駅「和」、わち山野草の森等の管理運営、農作業受託と水稲育苗・米乾燥調整事業等を行っております。

また、高齢者買物支援事業なども行い、町内利用者の拡充を図っております。

令和3年度は、道の駅「和」でリニューアル後取組を始めた「粗利対策会議」を月1回開催し、粗利目標の達成に向け、売れ筋商品や季節ごとのイベントを8回開催し企画PRを行い、売上促進に努めました。そのことを通じて、職員の粗利や売上げに対する意識を持ちながら運営に取り組みました。

今後におきましても、経営改革にも取り組まれ、さらなる経営の健全化に努め、地域産業の活性化が促進されることを期待するものであります。

報告第8号 グリーンランドみずほ株式会社の経営状況につきましては、営業外収益等を含む総収益は9,953万7,537円、法人税を含む運営管理に要する諸費用の合計は1億969万69円で、収支差額は1,015万2,532円の赤字決算となっております。

事業内容であります。施設全体の利用者は17万5,367人で、前年度比95.9%、営業収入は1億2,742万2,393円で、前年度比8.3%の減収となっております。

令和3年度は、前年度に引き続き長引く新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言等の発出により、運動施設や宿泊の利用が大きく落ち込み、営業収益が前期に比べ減収となりましたが、道の駅の売上げは過去7年間の平均売上げを上回ったところです。

そのような中、新型コロナウイルス対策として、国や京都府、町の支援策を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るガイドラインに対応するため、コテージの改修やテニスコートのトイレの改修等を実施し、安心して施設をご利用いただく環境の整備を進めるとともに、さらに経営改善に取り組んでいただけるものと期待しております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 以上で、報告を終わります。

本報告については、9月2日午前9時から開催の全員協議会において、質疑等の機会を設けますので、ご了承ください。

《日程第50、会期中の継続審査について》

○議長（梅原好範君） 日程第50、閉会中の継続審査を議題とします。

総務産建常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

総務産建常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、総務産建常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、6日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

この後、議会広報広聴特別委員会が開催されますので、委員の皆さんには、大変お疲れのところご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

本日は、大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時26分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 松村英樹

〃 署名議員 森田幸子